

○議事日程（令和３年９月16日第２日）

日程第１ 会議録署名議員の指名

日程第２ 諸般の報告

日程第３ 町政一般に関する質問

○本日の議長並びに出席議員及び欠席議員は次のとおりである。

議長 北 倉 義 博

○出 席 議 員

1 番	西 脇 康	2 番	清 水 由美子
3 番	小 寺 光 信	4 番	北 倉 義 博
5 番	岩 永 義 仁	6 番	長 澤 龍 夫
7 番	大 橋 三 男	8 番	吉 田 太 郎
9 番	早 崎 百合子	10番	野 村 永 一
11番	田 中 敏 弘	12番	松 永 民 夫
13番	水 谷 久美子		

○欠 席 議 員

なし

○地方自治法第121条の規定により議場に出席した者は次のとおりである。

町 長	大 橋 孝	副 町 長	川 地 憲 元
教 育 長	森 島 恵 照	総 務 部 長	川 口 智 也
総務部総務課長	近 藤 晴 彦	総 務 部 企 画 財 政 課 長	尾 前 眞 理
総務部税務課長	間 山 剛	住 民 福 祉 部 長	大 倉 修
住 民 福 祉 部 住 民 環 境 課 長	小 里 克 昌	住 民 福 祉 部 健 康 福 祉 課 長	近 藤 真由美
産 業 建 設 部 長	松 岡 弘 泰	特命事項推進監兼 産 業 建 設 部 建 設 課 長	藤 田 勝 彦
副特命事項推進監兼 産 業 建 設 部 水 道 課 長	高 木 善太郎	産 業 建 設 部 産 業 観 光 課 長	竹 中 修
会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	高 橋 正 人	教 育 委 員 会 教 務 局 長	中 島 恵 美

教 育 委 員 会
教 育 総 務 課 長

飯 田 泰 代

教 育 委 員 会
生 涯 学 習 課 長

西 脇 直 樹

消 防 長

廣 澤 幸 雄

消 防 次 長 兼
消 防 総 務 課 長

大 倉 巧

○職務のため議場に出席した者は次のとおりである。

議 会 事 務 局 長

中 島 和 哉

議 会 事 務 局 書 記

稲 川 諭 実 彦

(開議時間 午前 9 時 28 分)

○議長（北倉義博君） おはようございます。

令和 3 年第 3 回養老町議会定例会を再開するに当たり、議員並びに執行部各位には御多用のところ御出席を賜り、ありがとうございます。

開議に先立ち、町民憲章の朗唱を行います。全員の御起立をお願いします。後段のほうの御唱和をよろしくお願いいたします。

—— 「町民憲章」朗唱 ——

○議長（北倉義博君） ありがとうございます。御着席ください。

本日の会議は、全員出席であります。

なお、執行においては若山子ども課長が療養のため欠席の報告を受けています。

また、インターネットライブ中継及び録画放送のため、議場内のビデオ撮影を行います。

このほか、本定例会においては上着の着用を自由としておりますので、暑い方については上着を脱いでいただいて結構です。

ただいまから令和 3 年第 3 回養老町議会定例会を再開し、本日の会議を開きます。

○議長（北倉義博君） それでは、日程第 1、会議録署名議員の指名をいたします。

会議規則第 127 条の規定によって、3 番 小寺光信君、5 番 岩永義仁君を指名します。

○議長（北倉義博君） 次に、日程第 2、諸般の報告を行います。

本日の日程は、お手元に配付してあるとおりであります。

これで諸般の報告を終わります。

○議長（北倉義博君） 次に、日程第 3、町政一般に関する質問を行います。

なお、一般質問は、養老町議会会議規則第 56 条第 1 項の規定に基づき、議員 1 人当たりの質問・答弁の時間を 60 分以内といたします。

それでは、9 名の議員から質問の通告がありますので、順次発言を許可します。

最初に、3 番 小寺光信君。

○3 番（小寺光信君） それでは、議長より発言の許可をいただきましたので、通告書に沿って御質問いたします。

新型コロナウイルス感染症の対策として、国では、2021 年 4 月 25 日以来 3 回目の緊急事態宣言が発出されており、8 月 25 日では、区域変更として、北海道・宮城・岐阜・愛知・三重・滋賀・岡山及び広島はまん延防止等重点措置から移行、実に 21 都道府県に及んでいます。

岐阜県では、8月20日以降まん延防止等重点区域に適用され、15市町村で飲食店等に対する営業時間短縮などの対策が講じられているところです。こうした中、現在の感染状況、これに伴う医療の逼迫状況から、8月27日から9月12日の間、全市町村を対象とした緊急事態措置区域に適用されることが決定されましたが、感染拡大の影響から9月30日まで延期されております。

さらに、養老町ではホームページにおいて、9月1日付で新型コロナウイルス感染症の第5波の徹底的な抑え込みに向けた養老町長のメッセージが、今こそ養老町民が一丸となって感染拡大を何としても抑え込みましように掲載されております。こうしたコロナ対策が全国的に各市町村でも対応されております。これは必要な対策と十分に認識しております。

その上で、9月議会では地方公共団体にとっては恒常的に大切な事務として前年度の決算認定時期に当たります。どんなことが想定されようと、これだけは免れることはできません。令和2年度の養老町一般・特別会計歳入歳出決算書について、監査委員の意見書も付されておりますが、養老町としての財政的な立場から具体的な行政の評価をお伺いします。

質問として、養老町としての財政的な立場から具体的な行政の評価について。

1つ、標準財政規模の推移。2つ、歳入歳出差引き額から実質収支・単年度収支の推移・類似団体との比較。3つ、繰上償還等の推移・積立金取崩し額・積立金の推移。4つ、単年度収支の推移、実質単年度収支の推移。5つ目、実質収支比率の推移・類似単体比較について。

以上、質問いたします。

○議長（北倉義博君） 川口総務部長、自席にて答弁。

○総務部長（川口智也君） それでは、小寺議員の質問に答えさせていただきます。

実務的な内容でございますので、私のほうから回答させていただきます。

御質問いただきました財政指数の推移につきましては、本定例会初日に別途お配りしております養老町の財政指標（普通会計）でも過去10年間の推移を御確認いただけるかと思いますが、こちらは令和2年度の数値は国に報告した速報値となっており、確定値につきましては今後財政指標ごとに順次公表されてまいりますので、類似団体との比較につきましては、指標によっては令和元年度決算を参考にお答えさせていただきます。

標準財政規模は、標準的な状態で通常収入されるであろう地方公共団体の一般財源の規模であり、標準税収入額と普通交付税と臨時財政対策債発行可能額の合計となります。

標準税収入額は、令和元年度の地方消費税交付金や固定資産税等の増加に伴い、基準財政収入額が増加したことにより増加し、普通交付税及び臨時財政対策債発行可能額は、国の地方財政計画等に基づき増加いたしました。

標準財政規模につきましては、令和2年度数値が国・県でも公表されておりますので

公表資料を参照しますと、類似団体も当町と同様に増加しております。

また、各財政指標につきましては、毎年実施されます地方財政状況調査における普通会計、当町ですと一般会計と住宅新築資金等貸付特別会計と後期高齢者医療特別会計を純計した会計となりますが、この普通会計について御説明申し上げます。

令和２年度決算額は、歳入・歳出ともに過去最大となり、歳入歳出の差額である形式収支も大幅に増加いたしました。

歳入では、ふるさと納税寄附金などの自主財源と地方消費税交付金や地方交付税などの依存財源がともに増加したことが増加要因であると考えております。このような経常一般財源等歳入の増加により、経常収支比率も1.0ポイント改善し、86.6%となりました。

歳出では、人件費について、会計年度任用職員制度により従来では物件費として計上されておりました臨時職員の賃金が全て人件費として計上されたことにより増加し、また特別定額給付金のような交付金の増加により補助費等が増加、民間施設の建設事業に係る補助金の交付により普通建設事業費が増加いたしました。新型コロナウイルス感染症対策事業により事業費総額は増加したものの、感染拡大の影響による事業の中止等に伴い、歳出予算の執行率が例年以上に下がったことも形式収支の増加要因と考えられます。

また、実質収支・単年度収支・実質単年度収支は、令和元年度決算に引き続き黒字を維持いたしました。この中で実質単年度収支につきましては、単年度収支に対し財政調整基金への積立額と取崩し額が算入されるものですが、令和２年度は預金利子のみ積み立てておりますので、単年度収支と近い数値となっております。

財政調整基金残高は、平成29年度以降大きな増減はなく、積立現在高は標準財政規模の10%という目安額は満たしているものの、当町は地方債現在高が増加傾向で、将来負担比率の抑制にも努めなければならない現状であるため、将来の財源として十分な額ではないと認識しております。

また、実質収支比率は、適正な範囲とされる3から5%を超える数値となりましたが、新型コロナの影響も考慮し、繰越金とした判断によるものでございますので、今後も余剰財源の基金積立てにつきましては、引き続き検討してまいります。

令和元年度決算を基に、人口及び産業構造が近いとされる類似団体と比較いたしますと、数値が上回るものとして、経常収支比率は当町が87.6%に対し、類似団体は88.4%。下回るものとして、財政力指数が0.63%に対し、0.71%。実質公債費比率は、7.5%に対し、6.6%。比較するもの以外として、実質収支比率は5.9%に対し、6.3%となっております。このうち財政力指数は、基準財政収入額を基準財政需要額で除した数値の3か年平均で算出されるものですが、類似団体より低い数値である要因としては、当町は基準財政収入額が低いことが考えられ、実績値としましても一般財源のうち人口1人当

たりの地方税の額が低くなっていることが一因と考えられます。また、人口1人当たりの基金現在高は低く、地方債現在高は高い状況でございますので、その点は従来からの継続課題であると認識しております。以上です。

〔3番議員挙手〕

○議長（北倉義博君） 小寺光信君。

○3番（小寺光信君） ただいま丁寧に財政的な評価の回答をいただきました。財政的な立場からの具体的な数値からは、現状では特別に大きな所見はないと見受けられますが、強いて上げるのであれば、令和2年度決算額は歳入歳出ともに過去最大となっており、その結果、形式収支は大幅に増加したことです。コロナ関連の事業が関連しているのは間違いないと思いますが、歳入歳出については今後注意深く見ていきたいと思います。

養老町のホームページに行政評価（政策評価、施策評価、事務事業評価）を行っていますかの質問に対して、この回答として、毎年、施策評価、事務事業評価を行っています。評価結果については、役場本庁舎の情報閲覧コーナーで閲覧いただけます。なお、今後は次期総合計画の進行管理などにも活用できる新しい行政評価システムを検討していますとあります。それで行政評価を見てみますと、養老町第5次総合計画の実施計画に基づくもので、主要な政策のみとなっております。これで大方の概要は分かりますが、全体の詳細については、行政的に評価のしようがありません。

それで、令和2年度の養老町一般・特別会計歳入歳出決算書を詳しく見てみますと、ページ261からページ281に令和2年度一般会計特別事業決算別決算額一覧表が掲載されております。ここには、当初予算額、繰越事業費・繰越額、補正予算額、流用充当額、予算現額、決算額、翌年度繰越額、不用額の予算決算に関する全ての情報が掲載されております。この事業別決算書に先ほどの行政評価（政策評価・施策評価・事務事業評価）のシートを連結させれば、メリットとして、一般会計においての養老町の行政事業の全てを詳細に理解することが可能となります。理由は、行政評価シートにおいて事業の妥当性の評価、課題、具体的な改善内容、課題への対策、このほか財政計画が複数年によって掲載されるからです。

そこで、質問します。

事業別決算額一覧表における行政評価（政策評価・施策評価・事務事業評価）のシートの導入について質問いたします。

○議長（北倉義博君） 町長 大橋孝君。

○町長（大橋 孝君） 小寺議員の再質問にお答えをさせていただきます。

議員御提案のとおり、事業別決算額と行政評価シートを連結させ、予算における事業ごとに行政評価シートを作成することで、本町の事業内容を詳細に把握することが可能となります。しかしながら、事業によっては行政評価になじまないものや困難なもの、個別の事業の評価ではなく複数の事業を総合的に評価する必要があるものなど様々であ

ることから、これらの仕分を行った上で、現在の行政評価シートとして第5次総合計画に基づき実施してまいりました。

今年度から新たにスタートした養老町まちづくりビジョンに基づき、組織別行動計画を作成することとしておりますが、これは町が行う事業や取組などを戦略的な視点で立案することを目的とし、予算編成上の事業とも関連性を持たせることで、予算などとの連動を図るものでございます。この組織別行動計画の作成は、係ごとに作成をし、戦略的事業と事務的・義務的な事業とに区別を分けることでビジョンの進捗状況を管理するとともに、随時見直しを行うことで組織のPDCAを活発化し、成果を重視した取組の促進を目指してまいります。以上でございます。

〔3番議員挙手〕

○議長（北倉義博君） 小寺光信君。

○3番（小寺光信君） ただいま一般会計の事業別決算額一覧表に伴う行政評価シートの導入について回答をいただきました。

確かに、事業によっては行政評価になじまないものや困難なものがあることは十分承知いたしておりますが、養老町監査委員の一般会計・特別会計歳入歳出決算審査意見書の是正改善を要する事項の(4)の中で、決算書の様式について会計ごとの決算数値のほか、1年間の反省や増減の理由、特記事項、今後の展望、公会計のように決算の総括・概況等を記述したほうが誰が見ても分かりやすく、次年度予算編成にも役立てられるのではないかとと思われるので、一度検討されたいとあることから、これはまさに行政評価シートの連結を指しているものと思われるので、監査委員の意見もあることから、ぜひ導入に向けて進めていただきたい。

それでは、2つ目の質問に入ります。

避難指示について質問します。

平成30年7月豪雨（西日本豪雨）災害から。

平成30年6月28日以降、華中から日本海を通過して北日本に滞在していた前線が、同年7月4日にかけて北海道付近に北上した後、7月5日には西日本まで南下して、その後停滞した。7月5日から8日にかけて東海地方から西日本で15個の線状降水帯が形成され、そのうち9個は最大3時間積算降水量が150ミリを超えた。また、6月29日に沖縄本島の南南東海上で台風第7号が発生した。前線や台風7号の影響により日本海付近に温かく非常に湿った空気が供給され続け、西日本を中心に全国的に広い範囲で記録的な大雨になったもので、災害状況としては、平成30年7月豪雨により、河川の氾濫、浸水等、土砂災害等が発生し、死者237名（広島県115名、岡山県66名、愛媛県31名、他府県25名）、行方不明者8名、重軽傷者は432名となっております。これは消防庁の情報で、平成31年1月9日の発表によるものです。

また、2020年7月6日NHKの政治マガジンでは、「西日本豪雨から2年 仮設暮ら

し今も4,300人」生活基盤の支援課題の中で、西日本豪雨から2年、仮設暮らし今も4,300人、西日本を中心とした豪雨災害から6日で2年です。死者・行方不明者305名のうち、災害後に亡くなった関連死と認定されたのは、この1年で22人増えて74人に上り、今も4,300人が仮設住宅などの暮らしを余儀なくされていて、生活の基盤をどう支援していくのが課題となっていますと報道して、災害に関する情報が悲惨さを伝えています。

そこで、質問いたします。

逃げ遅れたことにより多発した教訓から、国において災害対策基本法が改正され、5月20日から新たに避難情報に変わったことから避難指示で必ず避難することから、避難所について御質問します。

1番目、避難情報が出された場合、昼夜を問わず、避難所の設置は、いつ誰が設置するのか。2番目、避難所のコロナウイルス対策は行えるのか。3番目、避難所の運営は、誰がどのように行うのか。

以上、質問いたします。

○議長（北倉義博君） 近藤総務課長、自席にて答弁。

○総務部総務課長（近藤晴彦君） 実務的な内容でございますので、私のほうから回答させていただきます。

3点御質問がございましたが、1点目でございます。

令和3年5月に災害対策基本法が改正され、避難情報の発令において「レベル3 避難準備・高齢者等避難開始」であったものが「レベル3 高齢者等避難」へ変更となり、また「警戒レベル4 避難勧告・避難指示」であったものが「警戒レベル4 避難指示」に一本化されるなど、住民に対して危険が差し迫る前に早めの避難行動を行うことが明確に示されました。それに伴い、避難所開設や設置についても今まで以上にしかるべきタイミングで迅速に対応することが求められています。

避難所の開設や設置につきましては、基本的には町職員が行います。事前に避難所ごとに開設する担当部署を定めており、特に台風や大雨など事前に差し迫っていることが予測されている場合には、課長会議を通じて各所属の対応や避難所を開設する職員を事前に確認しております。また、気象等の状況に応じて災害警戒本部・対策本部を設置し、避難情報が発令されると予測される場合には、事前に避難所開設職員を招集し、避難情報発令と同時に避難所を開設するよう万全な体制を取っております。

2点目の御質問でございますが、コロナ禍においては、避難所の開設や運営を行うに当たり、3密を避ける等、感染症対策を徹底する必要があることから、具体的な避難所の運営方針やチェックリスト等を網羅した養老町避難所運営ガイドライン「新型コロナウイルス感染症対策編」を策定しております。

避難所運営に当たっては、事前受付を設け、検温や聞き取りを行うことで体調を確認

し、発熱や体調不良の方は、通常の居住スペースとは別に専用に設けたスペースにて避難してもらうことや、居住スペースにおいても密にならないよう、避難者の間隔を一定距離空けるようレイアウトするなど、感染症対策に万全を期してまいります。また、パーティションや簡易トイレなど感染症対策に必要な資機材については、既に各避難所等に整備しており、職員に対しても新型コロナウイルス感染症対策を講じた避難所設営訓練を実施しているところでございます。

3点目の御質問でございますが、避難所は短期間の緊急避難が基本であり、発災直後は町職員が中心となって避難所の報告や救援物資等の要請を行うこととなります。また、避難が長期にわたる場合は、災害の復旧に伴い避難者が一日も早く自立していくことが理想となります。避難所運営マニュアルに基づき、発災数日後までには避難所運営を可能な限り避難者による自主管理体制に移行していくよう心がけていくことが必要となっております。その際には、町との関わりにおいて、地元地区や社会福祉協議会、防災士、ボランティアなどとの連携ということも大変重要になってくるものと考えられます。以上でございます。

〔3番議員挙手〕

○議長（北倉義博君） 小寺光信君。

○3番（小寺光信君） それでは、再質問いたします。

先月の8月14日に養老町において高齢者等避難が発令されましたが、避難指示では必ず避難することから、現状の避難所の組織運営の確立では、行政担当者・施設管理者・代表者・後方支援者として町災害対策本部、他市町村・他県からの応援職員、そして連携としてボランティア等としていますが、大規模な避難になれば運営者の人数の不足は火を見るより明らかです。ですから、運用者のボランティア活動が非常に重要となっております。平常時においてしっかり考えることです。

そこで、御質問いたします。

1つ目、災害情報・災害活動に詳しい養老町内での防災士の方は現在何名いますか。また、防災士の育成はについて質問します。2つ目、養老町内での防災士の活用をどのように考えていますか。また、組織的な活用をする考えはあるかについて質問いたします。

○議長（北倉義博君） 近藤総務課長、自席にて答弁。

○総務部総務課長（近藤晴彦君） 小寺議員の再質問に回答させていただきます。

2点御質問がございますが、1点目でございます。

現在、養老町内では67名（令和3年7月時点）が防災士の資格を取得してみえます。地域における防災力向上の担い手となる人材を養成することは大変重要であり、町においても、防災士の資格取得に要する経費に対して養老町防災士養成事業補助金を交付し、人材育成を図っているところでございます。

2点目の御質問でございますが、知識と経験を有した防災士は、地域の防災活動時に中心的な役割を果たし、地域防災力の向上に大変寄与するものと考えられます。また、災害発生時においても様々な災害対応について豊富な知識や体験を生かした活動をしていただけるものと存じます。また、先ほど回答したように、災害時に避難が長期にわたる場合の避難所運営においても、防災士の方に中心的な役割を担っていただくことが期待されます。

現在は個人で活動されており、町全体としての防災士が相互に連携するような組織はございませんが、大規模災害時における避難所運営など様々な災害対応について、町と防災士が連携して活動できるような体制を構築できるよう検討してまいります。以上でございます。

〔3番議員挙手〕

○議長（北倉義博君） 小寺光信君。

○3番（小寺光信君） 養老町では、防災士が現在67名の資格者がおられるのに、町全体としての防災士の相互連携するような組織がないのは少し心もとないことです。町として防災士という人材育成を図っていることから、また有用な人材を養老町のために活用していただく点から、先ほどの回答ですが、養老町と防災士が連携して活動できるような体制を構築できるよう検討することですが、これは災害はいつ起こるか分からないことから、養老町民への安心・安全の観点から、ぜひ早急に検討を進めていただきたいと思います。

ただいま2つの質問をさせていただきましたので、これにて質問を終わります。以上です。

○議長（北倉義博君） 以上で、3番 小寺光信君の一般質問を終わります。

次に、2番 清水由美子君。

○2番（清水由美子君） 議長に発言の許可をいただきましたので、私からは子供たちへのワクチン接種とハラスメントについて質問をさせていただきます。

養老町でも若い世代への新型コロナウイルスワクチン接種の予約受付が始まり、希望者に順次接種が行われていると思います。受験を前にする子供たち、また12歳以上の子供さんたち、若い世代の方も早期の接種を希望される方、御家庭が多くあるとお聞きしています。

一方で、副反応や体調のことで接種を迷っておられる方、希望されない方、接種できない方もあると思います。加えて、対象のお子様をお持ちでない方からも、子供たちへのワクチン接種について心配の声をお聞きしています。心配の理由としては、副反応があります。私の周りでも、接種部分の痛み、発熱や倦怠感、頭痛、目・まぶたなどの腫れ、吐き気、関節の痛みなどがあり、入院された方もあります。

8月26日には、愛知県西尾市でワクチン接種会場で接種を受けた14歳の少女が失神し、

転倒して顎にけがをする事故が報道されました。ＣＢＣテレビ大石アナウンサーの番組でも取り上げられていましたが、厚生労働省のホームページにワクチン接種後に亡くなった方、副反応の事例が公開されています。９月１０日付厚生労働省第６８回のワクチン分科会副反応検討部会の報告に、ワクチン接種後１,１５５名が亡くなっていること、また重篤な副反応の事例も４,０００名以上公開されています。いずれも因果関係は明らかにされていないとされています。

現在病院で処方されているいろいろなお薬にも副作用があるよう、ワクチンに関しても１００％安全なものではなく、少なからず体に有害となる副作用があります。今回のワクチンは中長期の治験もまだ終わっておらず、それらの危険性から接種をしない方や、個人の信条に基づき接種をしないという選択をする方もおられると思います。モデルナ製ワクチンに金属片が混入していた事件、今月１１日以降にファイザー社ワクチンにも白い異物の混入のニュースが報道され、これに関しても心配の一つであると考えられます。

接種が始まることで子供たちに起きてくる問題として、ワクチン接種有無でのハラスメントがあります。ワクチン接種が進んでいる現時点でも、ハラスメントの事例が起きています。サークルなどの集まりにおいて、接種しているか何度も聞かれる。食事会に誘われなくなる。接種するよう上司や仲間から強く説得されるなどの声をお聞きしています。

愛知県の県立高校２校で、教諭が生徒にワクチンを接種したかどうかを挙手させて確認していたと報道がありました。県教育委員会は、県立高校の校長に接種の有無は個人情報として慎重に取り扱い、同調圧力や偏見・差別につながる言動が教職員や生徒間で決して起きないように改めて指導するよう通知したというものでした。

今後、子供たちの接種が進む過程において、子供たち、また御家庭にワクチン接種の有無で何らかの差別や偏見、理不尽な行動などが起こることは絶対にあってはならないと思います。本年２月に改正された新型インフルエンザ等対策特別措置法においては、国及び地方公共団体は差別的取扱いの実態把握や広報啓発活動などを行うこととしており、本町におきましても、ワクチン接種の有無による職場や地域、学校等での不当な差別やいじめなどがないよう、十分な実態調査と対策を講じていく必要があると思います。

１つ目として、ワクチン接種の有無によるハラスメント対策はありますか。新しい変異株の感染拡大に伴い、コロナ感染者へのハラスメント対策も必要と考えます。対策はありますか。

兵庫県加東市では、感染症の患者等への人権擁護に関する条例を作られています。これは上のほうではありますが、このように条例を作られています。日本小児科学会では、接種前、中、後期におけるきめ細やかな対応を行うことが前提であるとあります。接種後において、接種直後、加えて接種してから数日後に副反応が出ることもあるようで、体調の不安を相談する窓口が必要と考えます。また、その情報を収集することも必

要と考えます。

本日の中日新聞ウェブには、三重県志摩市で12歳から15歳を対象としたワクチン集団接種で、2回接種後、翌日、翌々日に市内中学生の3割が登校しなかったとニュースが報道されました。コロナに感染した子供たちも心が不安定になっていると今月8日の中日新聞にあり、心の相談窓口の連絡先が載せてありました。

こちらは上多度小学校のホームページですが、孤立・孤独担当の坂本大臣のメッセージを学校のホームページに載せておられます。ほかにも愛知県大井小学校等、このようなメッセージをホームページに載せておられる学校があります。

2つ目として、子供たちの接種後の体調の不安の窓口はどのようになりますか。加えて、コロナ差別、ワクチン接種有無の差別などに関して、聞き取り、改善などの相談窓口があるべきと考えますが、考えをお聞かせください。

予防接種法及び検疫法の一部を改正する法律案に対する附帯決議で、1. 新型コロナウイルスワクチンの接種の判断が適切になされるよう、ワクチンの安全性及び有効性、接種した場合のリスクとベネフィット、その他の接種の判断に必要な情報を迅速かつ的確に公表するとともに、接種するかしないかは国民自らの意思に委ねられるものであることを周知すること。2. 新型コロナウイルスワクチンを接種していないものに対して、差別、いじめ、職場や学校等における不利益取扱い等は決して許されるものではないことを広報等により周知徹底するなど、必要な対応を行うこととあります。

3つ目として、この周知については、町ではどのようにされていますか。

例えば、垂井町のホームページです。ワクチンを受けることは強制ではありません。双方を理解した上で接種をお願いします。こちらは、先ほどの加東市のホームページです。同じように書かれています。こちらは大阪府泉大津市のホームページで、市長が顔を出され、メッセージをされています。このように食生活や過ごし方にも留意していただき、体調を整えてとここまで書かれておられます。こちらは副反応についても書かれております。

現在、岐阜県にも緊急事態宣言が今月末まで延長となりましたが、国はワクチン接種の進捗状況に応じて、同宣言やまん延防止措置の対象となっている地域での行動制限を緩和すると方針を示しています。菅首相は、8月25日の記者会見でワクチン接種証明書の積極的な活用を含め、飲食店の利用、旅行、イベントなど日常生活や社会経済活動の回復もしっかり検討すると発言されていました。

加えて、新型コロナウイルス感染症対策分科会では、ワクチン検査パッケージの提言も出されました。政府が示した基本方針では、自治体の第三者認証で感染対策が行われていると判断されれば、飲食店による酒類の提供や営業時間の延長を容認するほか、ワクチン接種済証、または陰性証明を提示するワクチン検査パッケージで会食の人数制限を緩和するとしています。また、接種済証、証明書の提示状況を踏まえて、イベントの

参加人数の制限を緩和したり、都道府県をまたぐ旅行や出張を容認するとしています。パッケージでは、医療機関や高齢者施設での入院患者や入所者との面会、県を超える出張や旅行、大学での対面授業、部活動などの行動制限が緩和できると考えられるとし、一方で、同窓会など久しぶりに会う人たちとの大人数での会食や宴会、冠婚葬祭や入学式、卒業式の後の宴会、百貨店などの大規模な商業施設やカラオケなどの従業員に対してや飲食店などについては、この仕組みをどう適用するか検討が必要だとしています。

加藤官房長官も8月26日の記者会見で、ワクチンの接種証明に関して年内にもデジタル化し、国内で使えるよう検討すると表明し、スマホのアプリを活用する電子証明書の発行を視野に入れると発言されました。

現在、2回のワクチン接種を終えた方が増えているにもかかわらず、緊急事態宣言が延長されています。理由としては、接種2回後に陽性反応や新型コロナウイルスに感染するブレイクスルー感染も増えており、9月2日には仙台市でワクチンを2回接種した後、感染が121人確認されたという報道がありました。また、ミュー株という変異ウイルスの国内感染も確認され、ワクチンなどで得られた免疫の働きが下がるという報告があります。厚生労働省のホームページにも、ワクチンを2回接種しても感染を完全に予防できるわけではなく、ワクチン接種に関わらず、適切な感染防止策を行う必要があると書かれています。

パスポートやパッケージの導入は、ワクチンさえ打てば大丈夫といった誤った考えを助長することにもなると思います。加えて、ワクチンを接種できない人、接種しない人への差別や接種の義務化につながることで、先ほどの法律と矛盾することにもなります。活用される現場での混乱や感染拡大につながることも予想されるのではないのでしょうか。加えて、ワクチンを無料としているのは異なり、PCR検査や抗原検査の検査費用に対しては基本的には公費を投入しないとされています。

海外では、既に接種義務化・接種証明で混乱が起きています。9月9日、アメリカのバイデン大統領は、突如として全ての連邦職員に接種を義務づけ、従業員100人以上の企業に接種か週1の検査を義務づけると発表しました。ニューヨークでは、店内飲食には接種証明提示が義務づけられ、違反店には罰金が科せられるとしています。共和党州知事が憲法違反と反対表明をしていると報道がありました。また、フランスでは、ワクチン接種証明の提示義務拡大で連日抗議デモが続いていると報道されています。

私の周りでも、飲食店の店主さんでワクチンを接種しない場合、従業員がしていない場合、営業ができなくなるのではと心配しておられました。また、家族旅行や家族でイベントなどに参加する場合、証明がないと行動が共にできないのではないかと、ワクチンを接種していないと就職先に影響が出るのではないかと声をお聞きしています。現在、横須賀市や楽天トラベルにおいては、証明が特典として使用されているようですが、今後その広がりが入店拒否につながらないか心配でもあります。

4つ目として、今後ワクチン証明・陰性証明を提示する方のみが入店できるとか、イベントに参加できるということが実際に町内でも起きる可能性が出てくると考えられますが、町としてはどのように考えておられますか。

○議長（北倉義博君） 中島教育委員会事務局長、自席にて答弁。

○教育委員会事務局長（中島恵美君） 1点目と2点目につきましては、学校全体に係る対応の御質問になりますので、私のほうから回答をさせていただきます。

1点目のハラスメント対策についてでございます。

若者世代の新型コロナウイルス感染の拡大を受け、子供に対する新型コロナワクチンの接種が全国的にも実施されていくこととなります。

当町において、12歳から15歳のワクチン接種については、医師会で検討された結果、保護者の了承があれば接種可能とする方向で順次準備を進めているところであります。現在、近く受験を控えた高校3年生と中学3年生の生徒に対して優先的に接種できることとし、接種希望者に対し順次予約を受け付けているところであります。生徒の接種形態については、当町においては接種しない生徒へのワクチンコロナハラスメントを考慮し、各医療機関において個別接種を実施いたします。

ワクチンの接種は、決して接種を強制するものではありません。特に生徒の接種については、本人及び保護者が自ら接種の判断をすることを尊重しています。周囲に接種を強制するものではないことから、接種をしない生徒に対し差別やいじめなどといったワクチンコロナハラスメントが起きないように十分な配慮が必要です。

また、ワクチンコロナハラスメント対策として、学校においては、身体的な理由や諸事情によりワクチンを接種することができない人がいること、接種を望まない人もいること、またその判断は尊重されるべきであることなどを生徒に指導し、保護者に対しても理解を求め、丁寧にかつ慎重に対応をしております。ワクチンの効果や副反応について教師が正しく理解し、生徒や保護者に対して丁寧で適切な情報提供を行うことで生徒への理解を図り、決して接種を強制するものではないことを念頭に置き、本人と保護者自らが接種の判断ができるよう啓発をしています。

感染者や濃厚接触者に対して、過剰に避けたり非難したりする差別や偏見、中にはプライバシーなどの人権を侵害しかねない事例が全国的に見受けられます。学校においても、まずは教師が正しい知識を持ち、正しく理解し、正しく情報提供を行うことが大切です。ウイルスは、気をつけていても誰もが感染する可能性があります。誰もが不安な思いに駆られているからこそ、自分の言葉や行動が差別や偏見につながっていないか、誰かのことではなく自分のこととして考えるよう子供たちに指導しています。相手の立場に立ち、正しい知識と情報に基づいた行動をし、互いに思いやる気持ちを持って接するよう、継続して対応してまいりたいと存じます。

続きまして、2点目の接種後の相談窓口についてでございます。

子供たちの接種後に生ずる不安感や恐怖心、接種の痛みなどが原因で接種時の急性ストレス反応に代表される予防接種ストレス関連反応が生じることがあると言われています。これらの反応は、特に思春期に発生しやすく、周囲の生徒の様子などの影響を受けて、その場にいる生徒に連鎖して生じることもあることから、子供たちが安心して落ち着いた雰囲気の中で学校生活を送れるよう、接種後の学校生活の環境を整えることが大切だと考えています。

学校においては、直接的な相談窓口は養護教諭ですが、全校体制で取り組んでいます。教師が子供たちの心配事や悩みに耳を傾け、気持ちに寄り添うことができるよう、毎月1回心のアンケートを実施しています。子供たちが抱えている思いに教師が気づき、心配な子供には教師が積極的に声かけを行うなどして迅速に対処しており、新型コロナウイルス感染症やワクチン接種に関する悩みや相談もこの中に含めています。低学年の児童につきましては、自分の言葉で自分の気持ちを伝えることが年齢的に難しいことから、保護者の声を直接聞くなどして、常に保護者との連携を大切にしています。

また、日々の子供たちの生活記録を記す生活ノートにより、教師は子供たちの生活実態記録を確認し、子供たちが抱える思いに気づきを持つことで、ふだんから心のケアに努め、学校における相談窓口の充実化を図っています。

子供たちの感染が急拡大する今日、子供だけでなく保護者も日々不安な思いを抱えています。ワクチン接種や副反応等に関する相談は、学校での対応のほか町保健センターでも相談を受け付けています。医学的な問合せにつきましては、養老郡医師会の御協力の下、医師会へメールやファクスで問合せができる体制も整えています。また、子供を含め住民からの問合せがあった場合は、岐阜県ワクチンコールセンターや厚生労働省新型コロナウイルスワクチンコールセンターなどの相談機関もございますので、そちらも併せて幅広く活用してもらうよう子供たちに積極的に周知を行うとともに、相談機関窓口の学校への掲示を積極的に行い、子供たちが安心して学校生活を送れるよう、相談窓口のより一層の充実を図ってまいりたいと存じます。

私のほうからは以上でございます。

○議長（北倉義博君） 大倉住民福祉部長、自席にて答弁。

○住民福祉部長（大倉 修君） 清水議員の3点目と4点目につきましては、ワクチン接種に関することで関連がございますので、私のほうからまとめて回答させていただきます。

3点目の周知につきましては、町のホームページで、予防接種を受ける人は予防接種による感染予防の効果と副反応のリスクの双方について理解した上で、自らの意思で接種を受けていただきます。受ける人の同意なく接種が行われることはありませんと掲載しております。

次に、4点目のワクチンパスポートにつきましては、現在発行されているワクチン接

種証明書は、当面海外渡航のためであり、接種証明書の活用については接種を受けない方への不当な差別につながらないようにすべきものであると考えます。

しかし、現在若者に対する特典を実施している自治体があること、また国もワクチン証明の国内利用に向けた指針を作成しているという報道があったことは承知をしております。ワクチン接種証明の活用については、国や近隣市町等の動向を注視しつつ、ワクチン接種は強制でないため、同調圧力やコロナハラスメントにつながらないような活用方法を検討することが必要であると考えます。以上でございます。

〔2番議員挙手〕

○議長（北倉義博君） 2番 清水由美子君。

○2番（清水由美子君） 昨年、新緑のすばらしい季節に外出はしない、人とは会わない、買物はまとめて、公園には全てロープが張られ、子供は外で遊ばず、自粛警察という言葉も出てきました。解除されたとき、仕事においても日常生活においても心が解放され、自由ということがどれほど幸福なことかと感じられたと思います。軽症患者への治療薬のニュースもテレビで報道されるようになりました。接種の有無に関わらず、一人一人の大切な価値観である自由が守られ、思いやりのある日常生活、個々の努力が報われる経済活動が進むことを望み、私の一般質問を終わります。

○議長（北倉義博君） 以上で、2番 清水由美子君の一般質問を終わります。

次に、7番 大橋三男君。

○7番（大橋三男君） それでは、議長より発言のお許しをいただきましたので、通告に従いまして、2点について質問をいたします。

初めの1問目でございますが、現在計画をされております農地基盤整備と町の土木事業の融合性についてをお尋ねいたします。

現在、国では、昨今の農業事情を踏まえて各地で農業促進のために農地基盤整備が進められております。幸いにも、今年度は当町においても2地区（室原小栗栖地区・大巻東部地区）におきまして、経営体の育成基盤整備の計画案が提出をされました。それに伴いまして、農業振興地域の整備に関する法律に基づきまして、5月には整備対策地区に農業振興整備計画の変更が示されたところでございます。

そこで私は、大巻東部地区の農地基盤整備について質問をいたします。

大巻東部の整備地区には、現在、池辺地区要望の町事業でございますが、町道53号線が社会資本整備総合交付金を活用して、国道258号線から揖斐川堤までの拡幅工事が施工中で、一部は既に開通をしております。その中に、今回農地基盤整備が含まれてくるということでございまして、町事業と農地基盤整備とでは事業主体も異なるということの中で、今後53号線はどのような形で進められていくのかをお尋ねいたします。4点について質問をします。

最初に、53号線の今後の事業の継続はどうなるのかということと、またそれについて

事業主体はどことなるのでしょうか。

2 番目でございます。

道路幅員でございますが、農地基盤整備の規定の道路幅員と現在施工済みの町施工の幅員とは異なると、お互いの規約がございますので異なると考えられますので、最終的には、現在既に済んでおる町施工済みの幅員となるのかをお尋ねいたします。

3 番目でございます。

農地基盤整備は準備期間も数年を要するということと、完成までには程遠い期間が必要となると聞き及んでおります。今後の53号線は、現状のままで基盤整備が行われるまで休工となるのか、いわゆる町の社会資本整備総合交付金での工事が止まるのかという質問でございます。

さらに、4 番目でございます。

農地基盤整備区域の中のちょうど中央でございますが、南北に大巻地区から美波という地区の間でございますが、これは水路沿いで危険を伴う延長3キロほどに及びます通学路がございます。この通学路は10年前から池辺地区の拡幅要望の路線でございます。これについてはこういった対処方法になるのかを、以上4点についてお尋ねをいたします。

○議長（北倉義博君） 藤田特命事項推進監、自席にて答弁。

○特命事項推進監兼産業建設部建設課長（藤田勝彦君） ただいまの大橋議員の1点目から3点目の質問に関しましては、町道大巻53号線に関しますので私のほうから回答させていただきます。

1点目の質問につきましては、町道大巻53号線の道路整備工事の主体は養老町になります。現在計画中の農地基盤整備事業の工事主体は岐阜県になりますので、本工事を委託し、農地基盤整備事業の中で一括して進めてまいります。

2点目の質問につきましては、現在計画の道路幅員は、農地基盤整備では5メートルですが、53号線については施工済みの箇所と同じで天端7.5メートル、舗装6.5メートルの計画をしています。

3点目の質問でございますが、農地基盤整備事業の進捗に合わせて進めていく予定ということで御理解いただきたいと思います。以上でございます。

○議長（北倉義博君） 竹中産業観光課長、自席にて答弁。

○産業建設部産業観光課長（竹中 修君） それでは、4点目につきまして、私のほうから御回答を申し上げます。

現在進めております土地改良事業による基盤整備では5メートルの幅員となっておりますので、歩道確保までの拡幅はできないものと考えております。また、道路拡幅により利便性が向上することに伴い、交通弱者の危険性も格段に上がるものと考えます。このようなことから、歩行者の安全を確保するための路面標示や標識などでの対応が望ま

しいと考えておりますので、いま一度要望内容について協議させていただければと考えております。以上でございます。

〔7 番議員挙手〕

○議長（北倉義博君） 7 番 大橋三男君。

○7 番（大橋三男君） 1 点だけ再質問をさせていただきます。

今後、農地基盤整備を主に進むということでございますが、先ほど申しました町施工の53号線というのは、町施工ではもう、施工は滞るということでしょうか。

○議長（北倉義博君） 藤田特命事項推進監、自席にて答弁。

○特命事項推進監兼産業建設部建設課長（藤田勝彦君） ただいまの再質問でございますが、3 点目の質問と多分同じだと思いますが、あくまでも基盤整備と一貫して進めますので、期間はかかりますが同時に進捗させていただきますという回答で御理解いただきたいと思います。以上でございます。

〔7 番議員挙手〕

○議長（北倉義博君） 7 番 大橋三男君。

○7 番（大橋三男君） 基盤整備には非常に時間がかかると聞き及んでおります。したがって、通学路の件につきましても、今後は工事期間中の管理、そういったものも重要かと思います。特に、通学路を変えるということで遠距離通学になると。今既に3キロですが、またそれ以上に通り道、回り道ということで遠距離になるようなことにならないような対策を考慮していただくことを含めまして、1 回目の質問を終わります。

それでは、続いて2 問目でございます。

お悔やみコーナーの設置についてでございます。

先般、テレビ報道で、名古屋市では死亡届等に関する手続が煩雑で事前には分かりにくいとのことから、極力短時間で専用窓口で済ませるお悔やみコーナーを設置したとの報道がございました。

当町におきましても、高齢化傾向が続く中コロナ禍の影響もあり、家族葬が主流となっており、家族での手続が必要という形になっております。そこで、当町も住民サービスの向上のためにも、名古屋市同様の短時間で済むようなコーナーの設置のお考えをお伺いいたします。

○議長（北倉義博君） 小里住民環境課長、自席にて答弁。

○住民福祉部住民環境課長（小里克昌君） それでは、私のほうから、実務的な内容を含みますので御回答させていただきます。

本町の死亡届等に伴う諸手続の現状におきましては、まず死亡届の受付の際に御遺族へ死亡されたときの主な手続という一覧をお渡しし、告別式終了後の御遺族の都合に合わせて窓口までお越しいただく旨の案内をしております。

窓口にお越しいただくタイミングとしましては、死亡後の年金等の手続で必要な死亡

事項が記載された戸籍が整うまでに、管内戸籍（本籍地が養老町）の場合でも、およそ1週間程度要することをお伝えしております。

主に総合窓口のある住民環境課が窓口となり、戸籍・健康保険・年金関係の案内をはじめ、介護保険・後期高齢者医療保険等、他部署に関連する場合は、担当部署へ連絡を行い、できる限りワンストップで対応できるよう調整を図っております。また、諸手続に要する時間は約1時間程度であり、手続には分かりにくいこともありますが、各担当職員が丁寧に分かりやすく説明することを心がけ、御理解いただくよう努めております。

先進的な自治体のように、お悔やみコーナーを個別に設置し、予約制により諸手続の御案内と申請手続の支援を一元的に行うことは、住民サービスの向上につながる取組であると存じます。先進自治体へ取組状況を伺うと、予約日に合わせ手続を一度で済ますことを目的とし、事前に必要な持ち物をお知らせすることで何度も来庁することを防ぎたいということでもあります。また、具体的には、お悔やみパンフレットを提示しながら、各申請書の作成補助を行い、具体的な説明が必要な場合は担当課の職員に予約日時に説明を受けることができます。

しかし、手続が各般にわたり、複雑で、予約電話等では本人確認ができないことや、予約なしで来庁される人が多いということで、1回の来庁で済ませることができないことがあります。

本町の現状において、特別にお悔やみコーナーを設置するには、人員の配置、スペース等を考慮しなければならず、先進自治体の事例研究と設置の可否について検討してまいりたいと存じます。また、本町の総合窓口の利点を生かし、分かりやすい窓口案内に努めるとともに、まずは手続一覧チラシの改善により、町民の方々の利便性の向上を図ってまいりたいと存じます。以上でございます。

〔7番議員挙手〕

○議長（北倉義博君） 7番 大橋三男君。

○7番（大橋三男君） 当町では、マイナンバーカードの発行等も別室で行っていただいております。そんなことで、併設といいますか、そんな形ででも町民サービスの向上に向けたお考えがあればということで期待をし、質問を終わります。

○議長（北倉義博君） 以上で、7番 大橋三男君の一般質問を終わります。

これより暫時休憩といたします。再開は10時55分といたします。

（午前10時43分 休憩）

（午前10時55分 再開）

○議長（北倉義博君） 休憩を解き、再開します。

次に、8番 吉田太郎君。

○8番（吉田太郎君） ただいま議長から発言の許可をいただきましたので、質問させていただきます。

近年、温暖化による異常気象の影響から、全国的に豪雨による大きな被害が毎年のように発生しております。このような状況を踏まえ、国のワーキンググループにおいて避難情報の検討が重ねられた結果、災害対策基本法が改正され、警戒レベル4「避難勧告または避難指示（緊急）」が警戒レベル4「避難指示」に一本化されたなど、大きく改正されたところでございます。

この度、8月13日から1週間程度、西日本中心に降り続いた大雨では線状降水帯が発生し、九州では人的被害と住家被害が多数発生しました。岐阜県でも、東濃地方や飛騨地方で土砂災害や橋の欄干、道路の崩壊が発生し、多くの市町で避難情報が発令され、危険な状況が続きました。

養老町においても、土砂災害の危険性が高まったとして、崩壊後初めて警戒レベル3の「高齢者等避難」が発令されました。これについて3点質問いたします。

1点目について、高齢者等避難発令の判断は何を基準、いわゆる何をトリガーにして発令されたのでしょうか。

そして、2点目として、今回の対象とした地域と対象者人数、そして避難者は何人だったのでしょうか。

また、3点目として、同じ養老町の山沿いにある地域において、対象となった区域とそうでない区域の違いは何でしょうか。お願いします。

○議長（北倉義博君） 近藤総務課長、自席にて答弁。

○総務部総務課長（近藤晴彦君） 実務的な内容でございますので、私より回答させていただきます。

3点御質問がございましたが、1点目でございます。

今回の大雨では、8月14日日曜日午後3時50分に警戒レベル3「高齢者等避難」を発令いたしました。この発令においては、午前9時43分に気象台から大雨警報が発表され、その後、さらに土砂災害警戒情報において該当地区における危険度の警戒色が赤に変わったこと、また、引き続き大雨が予想されていることから避難情報発令の判断を行いました。

また、避難情報の発令が夜遅くなった場合には高齢者等の方々の避難行動が困難になるおそれがあり、夕刻前の明るい時間帯の発令を判断いたしました。これは令和3年5月に内閣府・防災担当が公開している避難情報に関するガイドラインに基づく基準でございます。

2点目の御質問でございますが、警戒レベル3「高齢者等避難」の対象となったのは、養老地区の竜泉寺、喜勢、石畑、柏尾、柏尾新田、養老白石、養老公園、養老、新高林、京ヶ脇、明德、松栄町、上多度地区の鷺巣、西小倉、若宮、船見、一色の17地区、1,354世帯、3,484人であり、避難所として中央公民館、上多度プラザ、養老公園こどもの国の3か所において避難所を開設いたしました。この際の実避難者は中央公民館に1

人、養老公園こどもの国に2人の合計3人でした。

3点目の御質問でございますが、この対象地区の選定において、気象庁が提供する土砂災害の危険度分布キキクルで絞り込みを行いました。キキクルでは1キロ四方の領域で危険度の高まりの情報が提供されますので、対象となる地域を詳細に指定し、避難情報を発令することが可能となります。

国のガイドラインにおいて、発令対象区域はキキクルにおいて危険度が高まっている地域の警戒色が赤色となり、かつ土砂災害警戒区域と重なる地域に対して発令することを基本としているため、この度の発令においても、その発令基準に該当した地域を対象として発令をさせていただきました。以上でございます。

〔8番議員挙手〕

○議長（北倉義博君） 吉田太郎君。

○8番（吉田太郎君） ありがとうございます。

7月に静岡県熱海市で土砂災害が発生した直後でしたので、不安に感じる町民が多く、町も賢明な判断をされたと感じております。しかしながら、先ほど解除時には実際に避難された方は3名ということで、これだけで済んだと捉える片一方、町からは避難情報が適正に町民に伝えられているのか、また同時に避難情報に関する啓発が町民に対して十分にされているのかという点が不安に感じられます。

町の防災基本計画に、町民が正しい防災意識と判断を持って行動ができる啓発を行い、町民の努力と理解を得ることが期待されております。今後の町の情報伝達手段に関する対応と防災意識の啓発について、どのような施策を講じておられるかお伺いいたします。

○議長（北倉義博君） 近藤総務課長、自席にて答弁。

○総務部総務課長（近藤晴彦君） ただいまの吉田議員の再質問に回答させていただきます。

町からの防災情報や避難に関する情報は、防災行政無線による伝達を基本としておりますが、今年5月に完了しました防災行政無線のデジタル化工事により、放送内容をスマホのアプリやメール、ホームページ等でも確認できるようになりました。さらに、8月からはLINEの公式アカウントの運用を開始し、LINEでも迅速に情報を受け取れるよう整備をいたしました。アプリのダウンロード数は現在1,579件、メールやLINEの登録者は6,115件となっておりますが、引き続き登録者を増やすため、ホームページや広報で周知を図ってまいります。

また、防災知識の啓発については、自主防災組織や小・中学校等を対象とした町職員による出前講座等の受付を随時行っております。しかしながら、コロナ禍ということもあり、人が集まることは難しい状況でございますので、引き続き、町広報紙やケーブルテレビ、LINE等による防災意識の向上と啓発に努めてまいりたいと存じます。以上でございます。

〔 8 番議員挙手〕

○議長（北倉義博君） 吉田太郎君。

○ 8 番（吉田太郎君） ありがとうございます。

冒頭にも申し上げたとおり、異常気象が、毎年のように全国被害が発生をしております。幸いにも、近年、町では人命に関わる被害、災害は発しておりません。このような大雨以外にも今も台風や、近い将来発生する確率が高いと言われる南海トラフ地震の災害も心配されます。いつ発生するか分からない災害に対して、町は住民に寄り添って対策を進めていただきたいと思いますので、お願いしたいと思います。私からの一般質問はこれで終わります。以上です。

○議長（北倉義博君） 以上で、 8 番 吉田太郎君の一般質問を終わります。

次に、13番 水谷久美子君。

○ 1 3 番（水谷久美子君） それでは、発言の許可を得ましたので、通告に基づき 3 件で質問をいたします。

最初に、コロナ禍における国民健康保険税の減免について伺います。

新型コロナウイルス感染の拡大で収入が 3 割以上減った世帯に向けて、国民健康保険税を減免する特例措置をめぐり、一部所得のある人が免除される一方、所得ゼロの人には納付義務が生じる逆転現象が起きているとの指摘があります。国の感染対策が 2 年目に入り、単純な前年との比較ではコロナ後の減収を補えないことが背景にあると考えるものです。

当町の国民健康保険加入状況は、令和 2 年 1 月から 12 月までの月平均値は世帯数で 3,852、一般・退職被保険者数で 6,430 人で、総世帯数の約 37%、総人口の 23% で構成されています。

1 点目は、2020・2021 年 8 月末現在での減免申請と免除対象件数及び減免総額をお答えください。

2 点目は、減免申請したが減免不承認件数をお答えください。

3 点目は、例えば 2020 年度の所得が 300 万円で 2021 年の収入が 3 割下がる見込みなら、国保税は同一世帯ではかに収入がない場合全額免除と承知していますが、2020 年の所得がゼロで 2021 年の見込みもゼロだと前年より所得が下がったとされず、特例対象とはならないのではありませんか。保険税の計算式は所得を掛け算するため、ゼロやマイナスは軽減額を出せないのではありませんか。国保税のうち、所得割はないが均等割などを払う必要があるのではありませんか。この逆転現象が当町でも起きているのではありませんか。

4 点目は、専門家も今回の国保特例措置の制度の穴や不公平感を指摘しています。特に、国保は子供がいると保険税が高くなります。コロナ前に当たる 2019 年度の所得を基準に、町単独の期間を限定した救済策を講じる施策を創設するお考えはありませんか。

○議長（北倉義博君） 問山税務課長、自席にて答弁。

○総務部税務課長（問山 剛君） 水谷議員の御質問につきまして、実務的な内容となりますので、私のほうから１点から３点目についてお答えをさせていただきます。

まず、１点目の質問につきまして、令和２年度においてコロナ対策に伴う減免申請件数は24件、そのうち免除認定件数は12件、減額認定件数は11件、免除・減額総額は532万5,900円でございます。

また、令和３年度８月末現在の減免申請件数は１件、免除認定件数は１件、免除総額は16万5,600円となります。

次に、２点目の御質問についてでございます。これまでに不承認は１件ございました。

次に、３点目の御質問でございますが、先ほど御回答させていただきました不承認の１件がその事例に該当するわけではございますが、国民健康保険税の減免基準につきましては、令和２年７月20日に開催されました国民健康保険連携会議において、その取扱いが示されており、国の制度設計に基づき講じたものとなります。以上でございます。

○議長（北倉義博君） 小里住民環境課長、自席にて答弁。

○住民福祉部住民環境課長（小里克昌君） それでは、私のほうから水谷議員の４点目の御質問につきまして御回答をさせていただきます。

国民健康保険事業は、加入者が受診した医療費の給付や加入者の健康増進などの保健事業等に使われ、原則加入者からの保険税と国庫負担金等により賄われております。

国は、新型コロナウイルス感染症等の拡大により、社会状況が大きくさま変わりしたため、感染症の影響により一定程度収入が下がった方々等に対して、国民健康保険、国民年金等の保険料の免除等を行うとされました。このため、新型コロナウイルス感染症等の影響による失業や、所得が減少された方へ減免措置を講じているところでございます。

この制度に基づき実施した減免については、先ほど税務課長より説明がありました基準に該当しない方、または前年は該当したが本年度は該当しない方に町独自の減免措置の実施をすることは基準に該当する方、しない方とさらなる格差が生じること、減額分について最終的には国保加入者に負担していただくこととなるため、慎重に検討する必要があります。特に、国民健康保険はその性質上、年金受給者など低所得者の加入割合が多く、年金受給者の負担につながるおそれがあります。

また、本町では過去の国保財政状況の悪化の影響から、医療費に係る県への納付金の激変緩和措置の対象となっており、今後の医療給付費等への動向や、今年度から国保税算定における資産割を廃した影響を考慮していく必要もあります。

現状においては、国や県の動向や近隣市町の状況等を注視していくとともに、国民健康保険税条例及び減免取扱要綱に基づき、適正に運用してまいりたいと存じます。以上でございます。

〔13番議員挙手〕

○議長（北倉義博君） 水谷久美子君。

○13番（水谷久美子君） 再質問します。

先ほど、不承認の理由について、1件あったというふうな答弁をいただいたかと思いますが、不承認の理由についてどのように記載をしたのか。例えば、逆転現象により計算上減免額が算出できないためと記す事例もあるとのことですが、当町はどのような理由を明記されたのでしょうか。

2点目は、2020年5月1日付で通知された厚生労働省保険局国民健康保険課長から「新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る国民健康保険料（税）の減免に対する財政支援の基準について」の文書によると、感染防止などの観点から申請者が直接窓口に来ていただかなくても済むよう、郵送やオンラインにより申請を受け付け、必要に応じ電話などで事実確認をするなどの方法も検討いただくよう保険者に求めています。町のこの間の事務対応をお聞かせください。

○議長（北倉義博君） 小里住民環境課長、自席にて答弁。

○住民福祉部住民環境課長（小里克昌君） ただいまの水谷議員の再質問の1点目につきまして、御回答させていただきます。

御質問につきまして、先ほど申し上げました国民健康保険連携会議におきまして、その取扱い、質疑応答方式の質問・回答の中で具体例が示されております。

例えば、新型コロナの影響を受けているにもかかわらず、前年度の所得がゼロ円、あるいはマイナスを含みますが、の場合は世帯の主たる生計維持者の減少することが見込まれる事業収入等に係る前年所得がゼロ円になるため、減免の対象外になると示されております。以上でございます。

○議長（北倉義博君） 問山税務課長、自席にて答弁。

○総務部税務課長（問山 剛君） 水谷議員の2点目の御質問についてお答えいたします。

御質問につきましては、町ホームページ内において周知啓発とともに、これまで複数の方からのお問合せに対し、減免申請書等関係書類の郵送による受付とともに、ネット環境にないとする請求者様につきましても関係書類等の郵送など柔軟に対応してまいりました。また、郵送での資料請求、受付事項につきましても、町ホームページ内に改めて明記をさせていただいておるところでございます。以上でございます。

〔13番議員挙手〕

○議長（北倉義博君） 水谷久美子君。

○13番（水谷久美子君） ただいま税務課長から答弁いただきましたが、具体的に事務処理数、対応数についてお答えをいただきたいと思います。

今回の新型コロナウイルス感染症対策の国保税の減免は、保険者の独自施策として行われるものではありません。国が統一基準を示し、全額財政支出して国の施策として行

われているものと理解しています。具体的な実施が保険者に委ねられているとしても、自治体により差異が生じることがあってはなりません。今回の国の減免措置では、2019年度所得がゼロ、あるいはマイナス世帯について、減免対象から外れています。これらの世帯の多くは個人経営の小規模事業者ではないかと推察しています。コロナ感染症の影響が及ぶ中でも必死に営業を続け、各地域で重要な役割を果たしておられます。今回の国保税減免はコロナ禍への歴史的、緊急的な措置で、この間行われてきた国保行政とは考え方の大逆転が求められます。

担当課も全く経験がなく、現場での戸惑いが想像できますが、この逆転現象はこれからもあると思います。数字ではそんなに多くない件数です。町独自制度として実施を検討するとともに、国や県に対し、この不条理な内容の財政支援を求めるようイニシアチブを取っていただきたいと思います。いかがでしょうか。

○議長（北倉義博君） 問山税務課長、自席にて答弁。

○総務部税務課長（問山 剛君） 先ほどの水谷議員の御質問につきまして、郵便請求の件数ということでございますが、まず郵便請求で御依頼があったのは1件、また郵便請求による受付は1件でございました。以上でございます。

○議長（北倉義博君） 町長 大橋孝君。

○町長（大橋 孝君） イニシアチブを取っていただきたいと思いますということでございますけれども、先ほど申し上げましたけれども、国民健康保険連携会議においてその取扱いが、質疑応答形式でありましたけれども、具体例が示されております。こういった機会に、よく国の意思等を確認しながら自分たちの意見も申し上げていきたいと思っております。以上です。

〔13番議員挙手〕

○議長（北倉義博君） 水谷久美子君。

○13番（水谷久美子君） 2点目の質問に入ります。

2点目はイベントの中止で命・暮らしを守る予算措置について伺います。

新型コロナウイルス感染症第5波の徹底的な抑え込みに向けた養老町長メッセージが9月1日、大橋孝町長の自筆の署名で庁舎ロビーに掲げられています。ワクチン接種も進んでいますが、医療現場は逼迫し、適切な医療行為が施されていないまま、あまりにも悲惨なニュースが連日報道されています。

そうした中、秋の園遊会や三重国体など大きなイベントの中止が早い段階で決定しております。町内においても、区や地区主催の年度内のイベント中止の周知も図られています。私は7月27日の第3回臨時議会で、5波の懸念もある中、観光イベントをどう考えているのかとの質問を町長に投げかけました。町長は、そのときに考える旨の答弁をされたと記憶しています。あまりにも他人事のような答弁に驚きました。

改めて、一般質問でお聞きします。

町主催の年度内のイベント開催について、現時点で開催の方向で予算の執行や委託業者との打合せが進んでいるのでしょうか。

2点目は、イベント予算を不執行し、何度でも、不安なときや必要に応じPCR検査などコロナ感染症対策予算に充てるべきです。さらに緊急事態や蔓延防止、県非常事態宣言下で飲食店の休業、時間短縮及び不要不急の移動自粛により売上げが減少した全ての業種、事業者支援を町単独で支援することです。国や県の補助金を有効活用した中小事業者のみならず、補助金の対象にならない町内全ての事業者支援に充当すべきです。

海津市では、コロナウイルスが要因し昨年の特定の月より20%以上売上げが減少している1事業者に1回のみですが、令和4年2月28日まで受付で10万円を補助する海津市中小企業者等応援補助金を創設し、当初予算を超えた申請があり、補正予算を組んだと聞き及んでいます。また、大垣市では雇用調整支援事業補助金及び経営力向上支援事業補助金、大野町では緊急雇用維持補助金、池田町では中小企業雇用調整助成事業費補助金、揖斐川町では新型コロナウイルス感染防止対策店舗等改装支援事業補助金、垂井町では新型コロナウイルス感染症感染防止対策事業支援金、安八町では雇用調整助成金申請補助金など、国の補助金以外で各市町村が独自に支援しています。

当町の見解をお聞かせください。

○議長（北倉義博君） 竹中産業観光課長、自席にて答弁。

○産業建設部産業観光課長（竹中 修君） ただいまの水谷議員の御質問でございますが、担当課でございます私のほうから答えさせていただきます。

2点ございましたので、まず1点目でございますが、第3回臨時会で補正計上させていただきました観光庁補助事業「既存観光拠点の再生・高付加価値化推進事業」は、新型コロナウイルス感染症の影響により危機的状況にある観光拠点が面的に再生できるような施設改修・廃屋の撤去などの取組を短期集中で強力に支援することで新型コロナウイルスの影響を乗り越え、地域全体の魅力及び収益力向上を図ることを目的とされています。また、感染症対策を十分に実施した上で誘客イベントを実施し、ポストコロナ、ウイズコロナで可能な観光地の支援を行い、今後につなげることを目的とされております。このように、当事業は新型コロナウイルス感染症の影響により冷え込む観光産業の支援を目的に実施されるもので、ぜひとも実施し、少しでも観光産業に携わる方々への支援につながればとの思いでしたが、前回の議員の御質問に回答いたしましたとおり、状況を見極め、今回緊急事態宣言の発出を考慮し、また、今後においても見通しが不明瞭なことからイベント関連に伴う事業につきましては取下げを行いました。

2点目でございます。イベントに関する補助につきまして、10分の10の補助事業となっておりますので当予算を別事業に充当することはできませんが、また、中小企業への支援策につきましては、本町におきましてもこれまで、昨年度には感染防止対策助成事業、雇用調整助成金補助事業、持続化補助金助成事業などを実施させていただき、さら

に今年度、花いっぱい応援事業、小規模事業者ネクストチャレンジ事業、事業再構築等副業・兼業人材活用支援事業などを実施しているところでございます。

ですが、感染症拡大防止に係る事業並びに事業者の方々への支援はこれまでと変わらず今後も必要であると考えておりますので、国において追加の経済対策支援などが考えられていると聞いておりますので、臨時交付金などの活用を積極的に行ってまいります。以上でございます。

〔13番議員挙手〕

○議長（北倉義博君） 水谷久美子君。

○13番（水谷久美子君） 再質問いたします。

令和3年度のイベント関連で、これは担当課でございますが、町単独や国・県の補助金交付事業も含め、不執行や縮小によるおおむねの総額資産をお答えできればお聞かせください。

2点目は、国や県の新型コロナウイルス感染症対策補助金対象にならない町内事業者の店舗数は把握しておられるのでしょうか。この間、職員の方々に、国・県による休業・時短の協力要請に事業者の方へ何度も足を運んでいただき、生の声が寄せられていると思いますが、それらを総括し施策や予算に反映する努力があったのか。

また、今答弁がありました国のこれからの臨時交付金、恐らく補助金対象、補助金対象にならない事業者が出てくるとは思いますけれども、こういう中で補助金対象にならない方たちに対する町単独の生の声を反映するようなことを考える必要があると考えられているのか、現時点でお答えいただきたいと思います。一番喜ばれるのは、やはり現物給付です。海津市に学び、当町も中小企業事業者など応援補助金を運用していただきたいと思いますと考えますが、お考えをお聞かせください。

○議長（北倉義博君） 竹中産業観光課長、自席にて答弁。

○産業建設部産業観光課長（竹中 修君） ただいまの再質問に私のほうからお答えさせていただきます。

まず1点目でございますが、今年度令和3年度分のイベント関係についての不執行ということで、現時点で中止しておる分としましては、今年度は高田まつり、それから養老フェスタなどの中止を出しておりますので、これに関連する予算がおおむね1,450万円ほどということでございます。

続きまして、2点目でございますが、新型コロナウイルスの感染症対策において、国や県などの様々な支援が行われているというところでございますが、今回の休業要請協力金の該当部分に関しましては、先ほど議員の中にもございましたが、本町では他市町にない取組として、職員が事業所を一軒一軒尋ね、直接協力などのお願いをしております。その中で様々な御意見も頂戴しておるところでございますが、その中で、先ほどの質問にもありました対象外ということでございますが、昨年度、一番最初の休業要請の

時点で138店舗が該当でございました。その後、内容が見直しされまして、酒類の提供などのあるものに対する飲食店等についての休業・時短要請ということでございまして、その分、64店舗がその後対象外ということになっております。

それから、3点目でございますが、支給の内容で現物支給ということでございますが、先ほど質問の中にもございました中小規模事業者等応援補助金ということで、こちらにつきましては、昨年度、小規模事業者持続化事業補助金として町内の小規模事業者が販路開拓や業務効率化事業に対して支援を行う事業ということで創設しております。おおむね18件の申込みがございまして、補助金額として191万3,000円の支援を実施いたしました。本年度につきましては、この昨年度行いましたものをバージョンアップしまして、小規模事業者ネクストチャレンジ事業補助金として、町内小規模事業者の方からいただきました御意見を考慮し、このような事業ということで支援を強化して実施しております。以上でございます。

〔13番議員挙手〕

○議長（北倉義博君） 水谷久美子君。

○13番（水谷久美子君） 新型コロナウイルス感染症は、既に第6波の懸念も専門家が報じています。ワクチン接種も進んでいますが、第6波にさせないためにPCR検査など予算を確保すべきだと考えるものです。行政検査はもちろん、社会的検査が感染拡大を事前に防ぐ確かな方法であることは世界が証明をしているところでございます。PCR検査については、なかなか西濃圏域の自治体を見ていても積極的になれていない側面がございまして、養老町も感染者がやはり出ているという状況もありますし、事業者からも出ているということも聞いております。こういう検査に対する予算ですけれども、行政検査も今、保健所ではいろいろ大変な業務であることから感染事業者や感染家庭が望むような濃厚接触ではなく、本当に限られた一定の中での行政検査になっています。

でも、文科省では、例えば学校が濃厚接触と認めた場合、保健所よりもさらに現場を重視したそういう行政検査もしていくという方向もありますが、社会的検査に対する公的な予算に対してどのような見解をお持ちなのか伺いたいと思います。

今、地域で頑張る商店をじかに、担当課でも足を運びながら感じておられたと思います。現物給付の対象という観点に立って、さらなる事業者に寄り添った対応を求めていると思います。

○議長（北倉義博君） 大倉住民福祉部長、自席にて答弁。

○住民福祉部長（大倉 修君） ただいまの水谷議員の御質問につきましては、PCR検査はコロナの関係ということでありますので、私のほうから答弁させていただきます。

無症状の方のPCR検査を行う場合は、確かに早期発見による感染拡大防止策の一つに上げられるかも分かりません。しかしながら、養老郡の医師会にお伺いしたところ、国の新型コロナウイルス感染症対策分科会は基本的な考え方として、PCR検査は有症

状者、症状がある人と、感染リスク及び検査前確率が高い無症状者、症状がない人の場合は推奨されるが、感染リスク及び検査前確率が低い無症状者の場合は広く一般に推奨されないとしている。現在、保健所は有症状者と感染リスク及び検査前確率が高い無症状者に該当するかを判断し、必要な場合にＰＣＲ検査を行っている。感染リスク及び検査前確率が低い無症状者におけるＰＣＲ検査のメリットとしては主に３点あって、１点目は無症状者の感染者の抽出、２点目は健康状態を知りたいという要望に応える、３点目は陰性の場合には安心感を与えるなどがございます。

また一方、デメリットとしては主に４点あって、１点目は感染リスク及び検査前確率が低い無症状者から感染者を発見する確率は極めて低い。２点目は偽陽性の問題があり、検査前確率が低いほど偽陽性が高くなり、偽陽性者は様々な不利益を被る。３点目は偽陰性の問題であり、ＰＣＲ検査の感度は７０％であり、偽陰性者が無自覚に感染を広げるリスクがある。また検査後に感染リスクはあることから繰り返し検査をする必要がある。４点目は検査対象者の数が膨大となり、検査にかかるコストがかさむなどが上げられる。したがって、検査前確率が高くない養老町の無症状の一般住民に対してＰＣＲ検査を広く行うことは、養老町における感染予防に有用であると言える根拠は見いだせない。感染予防に重要なのはＰＣＲ検査ではなく、一人一人の町民の自覚と危機意識及び感染を予防する日常生活の実践を継続することであり、養老町及び関係者は町民の行動変容を促す方策を検討し、実践すべきであるという御意見をいただいております。

町内で発熱があった場合に受診できる医療機関としましては西美濃厚生病院がありまして、医師が必要と判断すればＰＣＲ検査を受けることはできますけれども、先ほど申し上げました医師会からの意見にもありましたように、一部メリットはあるものの大きな効果は得られないと考えるため、感染拡大の防止のために不特定多数の方にＰＣＲ検査を行うことよりも、今現在はマスクの着用や手指の衛生、密回避の徹底など基本的な感染防止対策の継続や、体調不良時には行動をストップし、すぐに受診していただくことなどを周知してまいりたいと考えるものでございます。以上でございます。

〔13番議員挙手〕

○議長（北倉義博君） 水谷久美子君。

○13番（水谷久美子君） ３件目の質問に入ります。

３件目は粗大ごみの直接搬入のワンストップ化の見解を求めるものです。

本年９月２日午前７時50分頃、清掃センターにおいて火災が発生しました。火災ごみピットより煙が発生し、現場においては初期消火を実施し、消防本部に直ちに通報し、幸いにして人災はなく、午後７時９分に鎮火したとの報告を受けています。火災原因や被害状況については、９月２日現在で調査中とのことでした。管理者である大橋町長をはじめ、現場でごみ行政に携わっている職員や本庁の担当職員、消防職員など、今回の火災に当たって全ての関係者の方々に敬意と感謝を表するものであります。

そんな中ではありますが、町民の方から粗大ごみ直接搬入のワンストップ化を検討できないかの投書が寄せられました。一部読みます。

南濃清掃センター（養老ドリームパーク）への廃棄物直接搬入処分のワンストップ化についての要望。令和3年9月2日。現在、南濃清掃センター、以下ドリームパークへ廃棄物を直接搬入する場合は、役場ホームページによれば、搬入するごみを車に載せた状態で生活環境課にお越しいただき、申請手続後そのまま処分場へ向かうようお願いしますとあり、しかも、原則として当日内処理に限るであったと思います。この役場とドリームパークの2か所に出向かないと処分が完結しない煩わしさが直接搬入の心理的ハードルとなり、家庭内に廃棄物が停留したり、こっそり自宅で焼却処分をする原因になっていると思います。そこで、各市町で行っている申請手続をドリームパークで行い、そのまま搬入処分にできないか、その方策を検討していただけないかと要望いたしますという内容でした。

コロナ禍が長期にわたることから、終活の一環として、またDIYブーム、空き家の整理などに時間を使う町民が増えています。戸別収集では、各地区内に1度の土・日、祝日以外の指定された日に限定されており、土・日、祝日の受入れ要望や申請手続のワンストップ化が望まれています。

そこで、このワンストップ化についての見解を求めます。

○議長（北倉義博君） 小里住民環境課長、自席にて答弁。

○住民福祉部住民環境課長（小里克昌君） それでは、ただいまの水谷議員の御質問につきまして、実務的な内容を含みますので、私のほうから御回答をさせていただきます。

一般ごみの搬入につきましては、養老のドリームパーク、こちらは南濃衛生施設利用事務組合の3市町で構成されております。また、粗大ごみにつきましては、本町含め西濃地域の2市6町の西南濃粗大廃棄物処理組合の粗大センターで実施をしております。

特に御質問の粗大ごみの処理につきましては、本町では戸別収集として、電話予約による収集を行っており、各地域ごとに指定日に巡回し、粗大センターへ搬入しております。また、戸別収集以外の直接搬入におきましては、事前に住民環境課で搬入物の確認を受け、搬入許可書を記入した上許可書を受け取り、粗大センターへ持ち込みいただいております。養老ドリームパークの一般処理のごみについても同様でございます。

町民の利便性を考えれば、申請手続とごみの搬入を同時に済ませることができるのが望ましいところでございますが、粗大センターにおいて、管内2市6町の申請手続とごみの搬入を同時に受け付けることは難しいものと考えております。また、本町のような受付の方法については、他の市町におきましても同様に行っており、担当課の職員が搬入物の確認をした上で、搬入の可否を判断させていただいております。

近年は、新型コロナウイルスの感染拡大防止に伴う外出自粛や、DIYブームなどにより個人による粗大ごみの搬入が増加している現状もさることながら、最近では、一般家

庭から排出されるごみとしては考えられないような大量のごみや、特殊な素材や大きさの廃材が持ち込まれるケースも増えてきており、本町だけでなく他の市町においても対応に苦慮していると聞いております。

こうしたことから、町の窓口での申請をしていただくことについては適正なごみの出し方について町民に啓発をしたり、違法なごみの排出について一定の抑止効果があると思われることから、今後も継続してまいりたいと考えております。以上でございます。

〔13番議員挙手〕

○議長（北倉義博君） 水谷久美子君。

○13番（水谷久美子君） 現在、粗大廃棄物等投入許可申請書は担当課で記入し、センターに持参しますが、事務の簡素化や効率化から、町ホームページからダウンロードできる改善の検討を要望します。現在は許可申請書は複写になっていますが、様式の改善の是非も含め、見解を求めたいと思います。

○議長（北倉義博君） 小里住民環境課長、自席にて答弁。

○住民福祉部住民環境課長（小里克昌君） ただいまの水谷議員の再質問につきまして御回答させていただきます。

申請様式の在り方につきましては、申請書類の事前取得のためのホームページ等への様式の掲載や不適正なごみの搬入防止への周知徹底など、コロナ禍における改善につきまして、組合とも協議してまいりたいと考えております。以上でございます。

○13番（水谷久美子君） 終わります。

○議長（北倉義博君） 以上で、13番 水谷久美子君の一般質問を終わります。

これより暫時休憩とします。再開は13時といたします。

（午前11時45分 休憩）

（午後1時00分 再開）

○議長（北倉義博君） 休憩を解き、再開いたします。

次に、1番 西脇康君。

○1番（西脇 康君） 議長より発言の許可を得ましたので、通告に基づき質問いたします。

ようやく朝晩涼しくなり、過ごしやすい季節になりました。町内の農業従事者の方も秋の収穫時期が近づいてきました中、町の基幹産業の農業政策の今後について、4点質問いたします。

1点目は、農業従事者の高齢化が進む中、全国的にも深刻化する後継者不足、耕作放棄地等も反比例するように増加が危惧されています。

今後、この豊かな生産力を持つ水田や農地を守る担い手の確保、育成をどのようにお考えかお伺いいたします。

2点目は、本町の圃場の大部分は伊勢湾台風直後に整備されたものが大部分を占め、

小さな田んぼや狭い農道、用排水が兼用の水路などが、また排水施設の老朽化が進み、基盤整備構想では全地完了までにはお金と労力、時間、そして町民の理解も必要になりますが、基盤整備等の今後の課題をお聞かせください。

3点目は、産地パワーアップ事業の現状と今後の課題です。

取組の概要といたしまして、民間企業の加工工場を新設し、水稻中心の農業から加工用野菜の生産を進めて、産地化、通年作業の確立、所得向上を図るとされていますが、畑作作物が多い加工用野菜、地下水位等も高く適した圃場も限られているのが現実ですが、今後の課題をお聞かせください。

4点目は、2015年に国連サミットで採択された持続可能な開発目標SDGs、その中でも農林水産省の環境施策として、みどりの食料システム戦略が策定されました。2050年までに向けた取組や具体的な数値目標が掲げられています。全体の二酸化炭素排出量の実質ゼロと園芸施設での化石燃料を使わない施設に完全移行のほか、化学農薬、肥料、食品ロスの削減などがあります。特に化石燃料を使わない施設に完全移行は、現実的には非常に高い目標と言え、化石燃料を前提とした園芸施設の生産体系を見直した上で、様々な技術開発を進められる必要があると感じられます。

このような早期戦略に対応した場合は10年単位、場合によっては20年単位でのロードマップとなるかもしれません。町としての長期観点からの施策等、総合性を踏まえた取組をお聞かせください。

○議長（北倉義博君） 竹中産業観光課長、自席にて答弁。

○産業建設部産業観光課長（竹中 修君） ただいま西協議員から御質問いただきました内容につきましては、実務的内容が含まれておりますので、私のほうから回答させていただきます。

4点御質問いただいたかと思いますが、まず1点目、担い手の高齢化の中での若手、後継者の育成確保はという御質問でございますが、御質問いただきましたとおり、全国において人口減少、高齢化による担い手不足が深刻化している状況であります。

こうした中、当課題についても対応するため、県において、ぎふ農業・農村基本計画が作成されております。

当計画では、4つの基本方針の農業・農村を支える人材育成として、担い手の経営発展への支援強化、産地の実情に応じた多様な担い手の育成・確保、本格的な人口減少下でのスマート農業の全県展開、農村を支える集落営農組織・活動組織の持続的な活動のための体制強化が掲げられています。

本町におきましても、本計画に基づき担い手の育成・確保並びに経営規模の拡大につながるため、人・農地プランの定期的見直しを行い、農地集積・集約化を推進し経営の効率化を図っています。

その上で、農業の効率化や担い手の確保が図れるよう、養老町農林業振興対策費補助

金による担い手確保・経営強化支援事業、強い農業・担い手づくり総合支援事業、スマート農業技術導入支援事業、また今年度新たに、担い手から経営を継承し、発展させるための取組を支援する経営継承・発展支援事業を実施しておりますので、引き続き若手、後継者の育成確保につながるよう支援を行ってまいります。

続きまして2点目でございますが、基盤整備の遅れに伴う農道・排水機の老朽化の対策はという御質問だと思いますが、本町におきましては、多くの土地改良区が存在しており、組織運営基盤が脆弱化している状態にあります。

このような状況下で農業を取り巻く情勢の変化に的確に対応することは困難なため、土地改良区の統合を推進しております。

現在、土地改良区の統合に向け町を4つのグループに分け、段階的に統合に向け協議を進めているところではありますが、五三と大場新田土地改良区が統合され、五三・大野排水機場の更新を行うことで協議を進めております。また、大巻、小坪土地改良区につきましても統合に向け協議が進められており、経営体育成基盤整備事業により圃場整備を行うことで協議を進めている状況でございます。

いずれの事業におきましても地区の組合員など皆様の同意が必要となりますが、基盤整備が進んでいる状況です。

このように組織の運営基盤強化を図り、効率的な維持管理を実現し、さらには土地改良事業による基盤整備として、農道整備並びに湛水被害から農地を守るための排水機の更新など計画をもって進めることができると考えておりますので、土地改良区統合の意識の醸成に努めてまいりたいと存じます。

続きまして3点目、産地パワーアップ事業の現状と今後の方針はという御質問でございますが、産地パワーアップ事業を実施するに当たり作成した産地パワーアップ計画では、民間事業者による農産物処理加工施設を整備することにより、水稻中心の農業から高収益作物である加工業務用野菜への転換による生産振興を進め、加工業務用野菜の産地化を図ることで地域農業者の安定的な供給の確保と所得向上を図ることとしております。

これに基づき、令和元年度には3つの農業経営体に対しキャベツ生産に必要な野菜苗定植機、収穫機などの購入を支援し、また令和元年度から2年度にかけては、サラダコスモ養老生産センターの建設についても国庫補助金などにより支援しております。

昨年度にサラダコスモ養老生産センターが竣工し、現在、町内農業者が生産したキャベツの受入れが始まっております。また、関係機関との連携を強化するため、サラダコスモ、JA全農岐阜、JAにしみの、岐阜県農産園芸課、西濃農林事務所との意見交換会を開催するなど、連携を図りながら問題点の整理を行っております。

今後の方針につきましては、サラダコスモ養老生産センター進出を大きな契機と捉え、養老町の農業者の所得増大に資するべく、引き続き関係機関との連携を密にし、加工業

務用野菜の生産振興を図るとともに、圃場の改良につきましても、今後土地改良区の統合に合わせて土地改良事業により整備が行われるように努めてまいります。

最後、4点目、みどりの食料システム戦略の取組はという御質問でございますが、当計画は令和2年度に国よりみどりの食料システム戦略本部が設置され、本年5月にみどりの食料システム戦略が策定されたものですが、戦略の概要としまして、中長期的な観点から、調達、生産、加工・流通、消費の各段階の取組とカーボンニュートラルなどの環境負荷軽減のイノベーションを推進するための持続可能な食料システムを構築するものとしております。

また、期待される効果として、持続的な産業基盤の構築、国民の豊かな食生活、地域の雇用・所得拡大、将来にわたり安心して暮らせる地球環境の継承が上げられています。

このように、当戦略につきましても農林水産業全般にわたる内容でございます。全てにおいての対応は困難であると考えておりますが、できることから行ってまいりたいと存じますので、現在取り組んでいる農作業における省力、軽労化をさらに進め、新規就農者の確保や栽培技術職の継承が期待されるスマート農業の推進として、スマート農業技術導入支援事業、また先進的農業経営確立並びに地域担い手育成のための強い農業・担い手づくり総合支援事業など、引き続き支援を行ってまいりたいと存じます。以上でございます。

〔1 番議員挙手〕

○議長（北倉義博君） 西脇康君。

○1 番（西脇 康君） 昔から農業は地域に根差した部分があり、コミュニティーの場があります。防災に関しても、水田に係る防水力は重要な部分であります。昨今農業を取り巻く環境も変化し、担い手だけでは農地保全、整備等ができなくなっているのも事実です。

関係機関、担い手、各地域の農地の住民の皆様と連携しながら、次の世代に継承していく新たな形を考えていきましょう。

以上で質問を終わります。

○議長（北倉義博君） 以上で、1 番 西脇康君の一般質問を終わります。

次に、5 番 岩永義仁君。

○5 番（岩永義仁君） ただいま御指名をいただきました。養老の未来をつくる岩永義仁です。

今回は4つの項目について質問を行います。質問数がたくさんありますので、執行の答弁におきましては、簡潔にさせていただきますよう協力をお願いいたします。

まず1つ目の質問です。

今年7月、高田中学校においてジェンダーレス制服、つまり男女の区別のない制服の見本が展示されました。これを受けて、中学生はもちろん小学生、またその親さん方の

間では、来年度から制服が変わり、選べるようになると、ちょっとした話題になっています。こちらがその展示されたジェンダーレス制服です。

昨年、県の教育委員会では、県内の高校において、男女の区別をなくし、性別に関わらず制服を選択できるよう校則に明記することを要請しました。これを受け、養老町にある大垣養老高校では、早速昨年度からジェンダーレス制服が導入され、話題となったのは御存じでしょう。

中学校において展示がなされたということは、いよいよ養老町内の中学校でもジェンダーレス制服が導入されるということでしょうか。お答えください。

○議長（北倉義博君） 教育長 森島恵照君、自席にて答弁。

○教育長（森島恵照君） 岩永議員の御質問にお答えします。

高田中学校では、人権教育を教育活動の核として取り組んでいます。

17項目ある人権課題のうちの15番目、性的指向及び性自認（性同一性）を理由とする差別や偏見をなくそうについて学習する中で、ジェンダーフリーについて学び、制服の見直しについても考えています。

制服については、生徒の思いを大切にし、保護者や地域住民の願いを踏まえて検討する必要があります。教育委員会としては、意見の収集と慎重な議論の結果、ジェンダーフリーを目的とした制服の取組について理解が広まり、合意形成を図った上で変更するよう助言しています。

制服の変更に関する決定は、高田中学校長が行います。令和3年11月頃までに最終決定をすると報告を聞いております。以上です。

〔5番議員挙手〕

○議長（北倉義博君） 岩永義仁君。

○5番（岩永義仁君） 11月、もう間もなく最終的な決定がされるということが確認できました。

私がつけているこのSDGsのバッジ、最近では執行部の方々もつけている方が多くなってきました。この国連が進めているSDGsの持続可能な開発目標の5つ目にジェンダーフリーがあります。男女の平等、性差別をなくすこと、LGBTQ、身体的な性別にとらわれないこと等が上げられています。

世界的な流れの中で社会的な構造変化が起きつつあります。国際機関である世界経済フォーラム、通称WEFが今年発表したグローバル・ジェンダー・ギャップ・レポート2021によると、日本の男女平等の達成度は、世界156か国中120位となっています。ギニアやガーナ、スリランカといった国よりも低いんですね。

最近ふと思うのですが、私が住みよく、すばらしい国だと自慢しているこの日本は、もしかしたら女性にとっては少し捉え方や感じ方が違うのかもしれない。

この国際的に遅れた分野において、我が養老町がジェンダーフリー日本一の町を目指

すというのもありではないでしょうか。やれること、取り組めることはアイデア次第でたくさんあるような気がします。このことを提案しつつ次の質問に移りたいと思います。

次の質問は、昨今メディア等で社会問題として取り上げられることが多くなった生理の貧困問題について、その対応状況をお伺いしたいと思います。

先ほどのジェンダーフリーにも関連して、本来は全女性を対象となる話で、実際に全ての女性を対象に必要な品を提供する自治体も出てきています。

今回の質問では、特に小・中学校における対応に焦点を当てたいと思います。

こういう立場にある大人の私でもこのような場で話題にすることははばかれるのではないかと思うほどです。思春期の多感な時期の児童・生徒にとっては、とてもデリケートな事項であり、表面化しにくい問題でもあります。

質問に先駆けたヒアリング調査では、一部保健室において対応しているとのことでしたが、その後も含め町内の小・中学校における対応状況についてお答えください。

○議長（北倉義博君） 教育長 森島恵照君、自席にて答弁。

○教育長（森島恵照君） 岩永議員の御質問にお答えします。

本町では、小学校4年生以上の女子トイレ、中学校1年生から3年生の女子トイレに生理用品ボックスを設置しました。そのボックスには、困ったときに使ってくださいとコメントしました。

1学期までは保健室に準備してありましたが、相談しにくい児童・生徒もいる可能性があるため、各学年の女子トイレ1か所ずつに設置しました。生理の貧困への対応ということ強調するのではなく、必要な場合は使えるようにしたいと考えています。今後、利用数やニーズの把握に努め、設置箇所を増やすなど状況に応じて対応してまいりたいと思います。

また、独り親家庭の中でも父子家庭においては女兒との関わりに悩まれることがあります。現在、養護教諭や女性の担任、スクールカウンセラーなどが女兒の悩みを受け止め、父親や祖母に連絡を取って対応しています。発達の悩みや相談は一人一人異なり、個別の対応や相談こそ重要です。各学校はその体制づくりと声かけをしていますので、これを継続します。以上です。

〔5番議員挙手〕

○議長（北倉義博君） 岩永義仁君。

○5番（岩永義仁君） 学校の現場でしっかりと対応していただけるとのことを確認できました。とても勇気が要ったんですが、なぜ今回この質問をしたかといいますと、もし自分がいわゆる父子家庭となり、独りで女の子を育てると想像したときに、この分野は全く知識がなく、親として子供に何の手助けもできないと思ったのです。子供からお父さんに言うのもちゅうちょする場合もあるでしょう。ドラッグストアに行けばたくさん商品が並んでいますが、どんなときにどんなものを購入すればいいのかさえさっぱり

分かりません。テレビCMなどで耳にする、夜用、昼用、この程度の知識しか持ち合わせていません。私だけでしょうか。ここにもたくさん男性がいますが、きっと知識の多少はあってもどなたも大差ないのでないでしょうか。

こういった内容を含む話はデリケートでセンシティブな事柄です。議論することすらちゅうちょしてしまいがちです。ぜひ、今後は町としてもお父さん方にこういう暗黙のうちにタブーとされがちな知識を得る機会について御用意いただければと思います。新しい視点での子育て支援、子育て環境づくりの支援だと考えます。

できれば町長から見解を求めたいと思います。

○議長（北倉義博君） 町長 大橋孝君。

○町長（大橋 孝君） 町全体のことでございますので、私のほうから御回答申し上げたいと思います。

独り親家庭に対する子育て支援や相談体制は、県と連携して取り組んでいるところでございます。

岐阜県では、独り親家庭等就業自立支援センターが窓口となっております。養老町は保健センターや健康福祉課、子ども課と教育委員会が連携し、相談体制を整えているところでございます。

なかなか相談ができず孤立しがちな家庭の相談や支援をするための体制づくりを進めてはどうかという御提案でございますが、父子家庭や母子家庭といった区別をすることなく、相談者一人一人の思いを大切にしております。

議員御指摘の案件があった場合は、現状把握に努め、より一層のきめ細やかな対応ができるよう、また関係諸機関の利用についても積極的に啓発をし、独り親家庭の子育て相談や自立支援の充実に努めてまいります。以上です。

〔５番議員挙手〕

○議長（北倉義博君） 岩永義仁君。

○５番（岩永義仁君） ３つ目の質問に移ります。

さて、次はいよいよお待たせした質問に入ります。

６月議会の一般質問では、新食肉基幹市場の建設地は沢田地内の牧田川沿いかというずばり具体的な質問を通告してありましたが、諸事情により取下げを行いました。

今回は装いを新たに、新施設の建設地について質問を行いたいと思います。

町は今年になりようやく重い腰を上げたのか、新食肉基幹市場建設に向けた部署を新たに設置しました。また、これに併せて整備促進に向けた協議会を立ち上げ、第１回目を７月末に、そして２回目をつい先日の１３日夕方に開催しています。

この協議会の主な目的は、建設候補地の選定とこのことです。土地の提供を養老町が行うことを前提条件に建設地が養老町内と決まったのが平成２７年です。これから協議会で候補地を選定するそうで、この間何年も一体何をしていたのか不思議です。

さて、お聞きします。

最終的な決定は協議会でとの考えのようですが、行政がこういった協議会を開催するときには、いわゆる事務局案というものを用意するのが定番です。執行部の腹案というやつですね。

では１点目、建設地をどこにしたいというのが行政執行部の考えでしょうか。１点に絞れなければ複数ある最終候補地についてお知らせください。

２点目、今申し上げたように、建設場所が養老町に決まってからこれだけの長い間建設候補地が発表できなかったのはなぜですか。何か発表するとまずいことでもあるのでしょうか、教えてください。

最後３点目、関連して重要なことなのですが、建設が見えてきたのでお聞きしておきたいと思います。新施設が建設された場合、現在の施設で雇用されている職員の処遇はどうなりますか。

以上の３点について答弁を求めます。

○議長（北倉義博君） 竹中産業観光課長、自席にて答弁。

○産業建設部産業観光課長（竹中 修君） ただいまの岩永議員の御質問でございますが、実務的なことも含まれますので、私のほうから御回答を申し上げます。

まず１点目、２点目で、事務局案、それから発表できない理由ということでございますが、まずこちらは議員も御存じのとおり、建設予定地につきましては町議会からも選出いただきました議員の代表の皆様、区長連絡協議会の代表者、食肉事業関連団体代表者、経済団体の代表者などの委員で構成される養老町食肉基幹市場建設整備推進協議会を今年度設置し、同協議会において決定に向け慎重に協議をしているところでございます。

また２点目で発表がまずい点ということですが、こちらにつきましては、今年度、先ほども申し上げましたように、建設推進室を設置し、鋭意推進に向け業務を遂行しているところでございます。

御存じのとおり、当該施設は本町のみならず岐阜県域を包括する広域的な施設整備で大変重要かつ重大事業でございます。当然ながら本町のみで事業を推進するものではなく、県及び他市町との十分なコンセンサスを図り進めていく必要がございますので、また施設整備関連についても協議しております県食肉基幹市場建設促進協議会とも歩調を合わせなければ事業の進捗を図ることはできません。

したがって、今後も引き続き関係各所と協議を重ねてまいりたいと存じます。

まだ協議中ということで、まずいということではないということでございます。

あと３点目でございますが、現在、食肉基幹市場の建設協議会において、新施設の事業主体について種々の協議がなされているところでございます。当事業は岐阜市、関市、養老町の現施設を統合し新食肉基幹市場を建設することですので、現施設でそれぞれ従

事している方のお力も必要になると存じておりますので、雇用の確保ができるよう働きかけてまいります。以上でございます。

○5番（岩永義仁君） 1点目、答弁がないですけど。

○議長（北倉義博君） 竹中産業観光課長。

○産業建設部産業観光課長（竹中 修君） 1点目につきましては、事務局案というより今協議をしておりますので、その中で決定していくということでございます。以上でございます。

〔5番議員挙手〕

○議長（北倉義博君） 岩永義仁君。

○5番（岩永義仁君） 建設地について、相変わらずの事実上のゼロ回答ですね。ここまでくると秘密主義というか隠蔽主義ではないかとさえ思えてきます。その一端をお見せします。

これは情報公開制度にのっとり請求した協議会の会議録と資料です。

見てのとおりです。

ニュースや報道で目にすることがあるいわゆるノリ弁というやつですね。何がここまでさせるのでしょうか。民間から任意団体の会長や組合長なども委員として参加している協議会です。新施設建設に当たり、一体何が起きているのでしょうか。この公開された資料を見ると怖くなってきます。

独自の調査と多方面への取材により判明した点について申し上げます。

現在、町内で十数か所あった候補地から具体的に4か所にまで絞られています。

1、大垣養老高校西側一帯、2、中部浄化センター西側一帯、3、前回質問を取り下げた沢田地内の製油の民間企業の場所、そして4か所目として、現在の食肉施設がある場所、独自の調査と多方面への取材によりこれらを分析した結果、この4か所が候補地であると結論づけました。

お聞きします。

1点目、事実確認として、候補地について私が申し上げたことに間違いはありませんか。

2点目、8月26日の新聞報道で、関市の食肉センターを中濃ミート事業協同組合へ売却するという記事がありました。県内の食肉処理施設をめぐっては、岐阜市、関市、養老町の3施設を統合する構想があり、県内市町村などにつくる県食肉基幹市場建設促進協議会が協議を進めている。尾関市長は統合の話がまとまれば中濃ミートも合意する。統合が前提だという内容の記事です。

この記事を読む限り、町がこれまで説明してきた県の新施設の建設地は養老町に決まっているという前提条件が間違っているように受け取れますが、いかがでしょうか。記事によると統合の話がまとまればということですので、これまでの間説明してきたこと

は違って、話はまとまっていないということになりませんか。

3 点目、町は独自に協議会を立ち上げ、協議を始めていますが、県の建設促進協議会との兼ね合いというか議論をしていく上での関係性はどうかになっているのでしょうか。

最後にもう一つ、選定中の候補地について、それぞれ関係する地元地域への情報提供は適切に行われているのか、それとも決定した後に発表とともに報告するのか、この辺りについてもお答えください。

以上の4点、まず候補地の事実確認、新聞報道、促進協議会との兼ね合い、地元対応のこの4つについてです。それぞれお答えください。

○議長（北倉義博君） 町長 大橋孝君。

○町長（大橋 孝君） まず第1点目の問題でございますけれども、現在候補地として発表できる場所はありません。

それから、2点目の関市との関係についてでございますけれども、中濃ミートとの話し合いの中で売却をされたということは事実でございますけれども、その促進協の中から脱退するとかそういうのではなく、かつての組織どおりでございます。

それから、地域に説明するかどうか、きちんと場所が特定され、準備が整った段階では地域のほうに御説明を申し上げるということになるかと思います。以上です。

○議長（北倉義博君） 竹中産業観光課長、自席にて答弁。

○産業建設部産業観光課長（竹中 修君） 先ほどの3点目の御質問でございますが、実務的なことでございますので、私のほうから回答申し上げます。

兼ね合いということでございますが、こちらにつきましては現在県の促進協議会において実務担当者会議を毎週開催しておりまして、事業主体や建設に関わる事務手続など種々の協議を行っております。

また、当町に課せられた用地の確保につきましては、当建設促進協議会の決定事項とリンクしてまいりますので、さきの答弁にありましたように、歩調を合わせて事業進捗に向け鋭意進めているということでございます。以上でございます。

〔5 番議員挙手〕

○議長（北倉義博君） 岩永義仁君。

○5 番（岩永義仁君） 3 回目ですね。

おかしいですね。先ほどの町長の答弁ですと、候補地はまだないというようなふうを受け取れるんですけれども、私が申し上げた大垣養老高校西側一帯、中部浄化センター西側一帯、沢田地内の民間企業、現施設、この4か所は候補地ではないというふうでいいということですかね。もう一度確認しておきます。これは間違いの分析結果だったということでしょうか。これは再度確認したいと思います。

次に、情報公開請求に対する過剰なまでの情報非開示に関しては、弁護士や大学教授等の専門家によって審査が行われることになる不服申立ての準備をしておりますので、

そちらで新たな動きがあったら改めてお話ししたいと思います。

日頃町長が養老の基幹産業であると述べる食肉関係、もうかなり前になりますが、一般質問で提示しましたが、養老町の食肉処理施設はナンバリングで1番の刻印がされています。岐阜県で最も歴史のある施設ということです。県の新施設が養老町にできることは大変ありがたく、大いに歓迎です。町内のどこにできるとしても適正に用地が選定され、適切に建設されなければなりません。まして、現施設は老朽化が著しい状況です。とにかく一日も早い建設の実現が必要です。

最後にもう一つ確認のためお聞きします。

土地を養老町が用意するという件についてです。

これは養老町が土地を確保して新施設の事業主体に購入、もしくは賃貸してもらうという意味でしょうか。それとも町の負担で購入し、町が土地の造成を行い、事業主体へ提供、譲渡するという意味でしょうか。

とても重要ですが、これが最後の質疑になりますので、特に町の負担の部分について詳しくお聞かせください。

○議長（北倉義博君） 町長 大橋孝君。

○町長（大橋 孝君） 候補地についてでございますけれども、先ほど申し上げましたように、発表できる場所はありません。

それから、2点目の質問については、担当のほうからお答えをさせていただきます。

○5番（岩永義仁君） 否定はしないということですね。

○議長（北倉義博君） 竹中産業観光課長、自席にて答弁。

○産業建設部産業観光課長（竹中 修君） ただいまの再々質問の2点目の御質問でございますが、現在、こちらにつきましては養老町が土地を用意することで鋭意進めているところでございます。

このことにつきましては、今県の促進協議会とも協議を重ねておりますので、今後またお示しできると思います。以上でございます。

○5番（岩永義仁君） 議長、答弁していないですよ。答弁させてください。

町の負担についてお聞きしたのがさっきの質問です。

〔「答えられんということ」の声あり〕

○5番（岩永義仁君） 答えられないなら答えられないで言ってくださいよ。

○議長（北倉義博君） 竹中産業観光課長、自席にて答弁。

○産業建設部産業観光課長（竹中 修君） ただいまお答えさせていただいたとおりでございます。以上です。

〔5番議員挙手〕

○議長（北倉義博君） 岩永義仁君。

○5番（岩永義仁君） 最後の4つ目の質問に移りたいと思います。

今年３月の予算編成において、公共交通バスの大垣多良線が事実上の廃線となり、大垣駅からビッグ養老店までの短縮となりました。乗降客の減少によるものであることは理解していますが、少ないながらも利用者がいたことも事実です。

これらの利用者は、路線短縮により、例えば大垣市民病院へ行くのに、これまではバス１本で行けたのが、高田駅へ行き、大垣駅からバスで行く方法、ビッグ養老店まで行き、そこからバスで行く方法の２つの方法に変更する必要性が生じています。どちらも移動手段のない方ですと、オンデマンドバスで高田駅かビッグへ行く必要があります。いずれもこれまでは家の近くのバス停から乗れたものが一手間という一苦労が発生しています。予約システムをはじめとして様々な問題や改善点が指摘されているオンデマンドバスしか選択肢がなくなっています。

質問です。

公共交通という重要インフラを失った沿線住民にとっては、遠方への足を失ったにも等しい状況です。代替手段の用意はありますか。

２点目、オンデマンドバスですが、セミデマンド化、一部路線化を行うための実証実験が行われています。これは昨年度実施予定だったものがコロナ禍の影響により今年度にずれ込んだものと聞いています。路線化の実証実験の状況をお知らせください。

３点目、運転免許証返納者や障害をお持ちの方、高齢で自前の移動手段がない方向けに、限定条件でのタクシーチケットを配付することを提案します。近隣では、神戸町のばらタク事業が有名でイメージしやすいと思います。

こちらは神戸町のホームページのほうからお借りしております。

利用される場合は、１人片道２００円の負担で神戸町内で移動ができると。上限がたしか１人１月２,５００円とかそんな感じだったと思うんですけど、そのように書いてありますね。上限を設けた、これは限定条件ですね。

養老町で行う場合は、町内の駅や短縮されたバス路線のバス停まで等になるかと思います。

このように、以上３点について答弁を求めたいと思います。

○議長（北倉義博君） 藤田特命事項推進監、自席にて答弁。

○特命事項推進監兼産業建設部建設課長（藤田勝彦君） ただいまの岩永議員の質問に関しましては、実務的な内容が含まれますので、私のほうから御回答させていただきます。

まず１点目の質問につきましては、大垣市上石津地域の公共交通の再編に併せ、本年４月１日、自主運行バス大垣多良線を、大垣駅ーザ・ビッグ養老店を結ぶ綾里養北線に再編し運行しております。

大垣多良線では、通勤、通学等の利用の多かった蛇持停留所までの運行を維持するとともに、都市計画マスタープランにおいて町内北部の交通拠点に設定してある商業施設へと延伸いたしました。

路線沿線住民の移動につきましては、オンデマンドバスにより移動の確保を図るとともに、ニーズに応じた利用方法の提示や分かりやすい利用ガイドの作成など、利便性の向上に努めてまいります。

次に、2つ目の質問でございますが、8月16日よりインターネット予約及び池辺高田地区を結ぶセミデマンド運行の実証実験を実施しております。当初3月末からの実施を予定しておりましたが、コロナの影響により協議に遅れが生じたため開始時期が遅れました。

実証実験を開始したばかりのため、現時点で利用状況などの分析調査はしておりませんので、年度末までに実験を行っていく中で調査、検証をし、今後のオンデマンドバスの運行方式について検討してまいります。

3つ目の質問に対しましては、町の特性や利用ニーズを他市町の取組成功事例の要因と比較、調査・研究をしながら、養老鉄道、路線バス、オンデマンドバス、タクシーなど町の公共交通がよりよいものとなるよう、地域公共交通網形成計画の一部改正を含め、公共交通会議において各施策の検討をしてまいります。以上でございます。

〔5番議員挙手〕

○議長（北倉義博君） 岩永義仁君。

○5番（岩永義仁君） 1点だけ再質問させていただきたいと思います。

オンデマンドバスのセミデマンド化実証実験が終わり、良好な結果でいざ実施するとなったときには、新しく定時路線用のバスを購入して運行するのか、それとも現在のオンデマンドバスの車両を減らして路線バスに充てるのか、この辺りについて説明を求めたいと思います。

○議長（北倉義博君） 藤田特命事項推進監、自席にて答弁。

○特命事項推進監兼産業建設部建設課長（藤田勝彦君） ただいまの再質問につきましては、私のほうからお答えさせていただきます。

実証実験の結果、セミデマンド運行を導入する場合には、導入に至った利用状況の分析結果を基に、効率のより運行が行えるよう適正な車両形態及び車両台数の見直しを検討してまいります。以上でございます。

〔5番議員挙手〕

○議長（北倉義博君） 岩永義仁君。

○5番（岩永義仁君） 急激な人口減少の中で公共交通を維持することは大変困難を極めます。

こういう場合は、今回のように少数のマイノリティーグループが犠牲になるという場合が見受けられます。移動する権利の確保は自治体の義務です。公共交通の在り方に正解はないと思いますが、皆が公正に自由に交通インフラを利用できる環境づくりをしていくことが行政の責務です。

ひとまず定時路線化の実証実験の結果を待ちたいと思いますが、常によりよい交通環境づくりを心がけていただけますよう指摘して今回の私の一般質問を終わりたいと思います。

○議長（北倉義博君） 以上で、5番 岩永義仁君の一般質問を終わります。

次に、11番 田中敏弘君。

○11番（田中敏弘君） それでは、議長に発言の許可をいただきましたので、通告に従いまして2点について質問をいたしたいと思います。

最初の項目ですが、コロナ感染症対応についてでございます。

新型コロナウイルス感染の第5波が全国で猛威を振るい、最近では減少傾向にあるものの終息する気配は感じられません。

養老町でも、岐阜県の統計発表による累計感染者数が9月15日現在で185名となっておりまして、全国的に無症状感染者も増加傾向にあり、誰でも感染してもおかしくない状況になっているのではないのでしょうか。

さらに町民の安心・安全、命を守るため、各種の対応が必要と思い、次の点について、当町の考え、見解を求めます。

まず、清水議員、水谷議員より既に質問がありましたが、私からもあえて重なる部分がありますが、質問をいたします。

まずPCR検査を町内医療機関で受けられるようにすることについて、現在は町内でPCR検査を受けられる医療機関はないと、去る8月26日、全協で報告を受けました。町民にとって非常に不安、不便な状態であり、リスクの高い医療機関や高齢者施設では一定間隔で、あるいは毎週検査する取組がとても重要であると考えます。

先進事例を申し上げますと、本年3月、飛騨市では社会活動において感染の不安を持たれた市民が迅速かつ安価に検査を受けられ、早期に社会活動を再開できるよう、即時に判定可能なコロナ検査機器を導入及び経費補助し、市内対象医療機関において、自己負担3,000円で受けられる体制を整備されております。

笠松町でも、5月に学校で新型コロナウイルス感染の拡大を防ごうと、小・中学校の教職員などを対象に定期的にPCR検査を行うことと決めました。笠松町は、小学校や中学校で感染が広がったケースが確認されたことなどから、感染拡大を防ぐため、町内にある小学校3校、中学校1校に勤務する教職員155人と放課後児童クラブの指導員46人を対象に5月下旬から定期的にPCR検査を行っていくということであります。検査は2週間に1回のペースで行われ、検査キットで採取した唾液を民間の検査センターに送ると教職員や指導員に結果がメールで通知されることになっていて、早期に発見することで学校での感染拡大を未然に防ぎたいとしています。9月上旬まで検査を続ける予定で、検査に係る費用およそ300万円を専決処分されております。古田笠松町長は、学校での感染拡大を非常に心配している。感染拡大防止だけでなく、子供や保護者にも安

心してもらおうとともに、家庭での対策の徹底につなげてほしいと話しております。

さらに、三重県議会でも8月27日、臨時議会で飲食店への営業時短要請に伴う協力金など、新型コロナウイルス感染症の対策として約94億2,200万円を追加する本年度一般会計補正予算を全会一致で可決しました。このうち5億4,000万円は希望者に無料で新型コロナウイルスのPCR検査を実施する費用であります。無症状者を早期に把握することを目的として、ショッピングセンターや駅前など、9月から検査キットを配付するとしております。

これはPCR検査の機器でございます。

先進事例を申し上げましたが、町としてPCR検査の取組に対しての考え方、今後の方針等、見解を求めます。

次の点について、全国では自宅療養中の患者の容体が急変し死亡されるケースも多く報告されており、あるアンケートでは「とても不安」や「やや不安」と答えた人が94%に上り、また家庭内感染を一番心配している声があります。

この自宅療養者対応について伺います。

岐阜県は自宅療養者ゼロを目標としてきましたが、想定以上の感染者増加により、ついに8月21日から自宅療養を要請せざるを得ない事態となりました。

今朝の新聞で、9月14日現在は34名が自宅療養されておるところでございますが、私が一番心配したのは、皆さん御承知のように、8月21日に自宅療養が始まりまして、これが74名でございました。ピーク時の8月29日、これで932名まで行きました。現在は、昨日時点ですが、ここには載っておりませんが、34名まで下がってきました。誠にありがたい状況ですが、なかなかこれは油断するわけにはいきません。

ということで、自宅療養者が増えるということは医療機関の負担が増大し、医療逼迫に拍車をかけておりますが、養老町住民の現状、詳細は分かりませんが、養老町民が自宅療養、入院、宿泊療養施設入所になった場合、県からの情報はどのようになされておるのか、さらに感染者に対する支援、フォロー体制は万全なのかを伺います。

岐阜県が公表している自宅療養者対応として、県と岐阜市、看護協会による支援チームが担うということでレトルト食品やティッシュペーパーといった自宅療養に必要な食料、生活用品とともに、血液中の酸素を測るパルスオキシメーターや体温計を配付し、毎日電話で体調を確認、日々の変化に気を配り、急変時に備えて24時間対応の相談窓口も設置しておりますし、支援チームは段階的に増員し、設置の38人から現在は71人体制となっていると報じております。

また、その後の県の動向としては、今、宿泊療養も増やしたことによって自宅療養が減っておりますけれども、現在、宿泊療養施設としては1,566床、病床が817床確保しておられ、さらに県知事は医療体制が逼迫していることを受けて、臨時の医療施設の設置を9月中に整備するということを検討しておる。また、酸素ステーションや入院待機ス

テーションを整備すると、9月3日、5日にメディア報道がありましたことを申し添えます。

関連して、費用負担について伺います。

コロナワクチン接種については公費で賄われ、住民の負担はありませんでした。想定外で新型コロナに感染した場合の費用負担については、指定感染症に指定されておりますが、入院した場合の負担、宿泊療養施設に入所した場合の負担、また自宅療養して受けた場合の諸経費の負担について伺います。

公費負担の場合、一旦個人が立替払いが必要なのか、国等が医療機関等に直接支払われるのかお尋ねをいたします。

次に、パルスオキシメーターの利活用について伺います。

いろんな情報で、岐阜県は2,000台確保しておるといような報告を受けておりますが、現在町有物としてあまりないようですが、町民に対して安心・安全のため、また利便性を増すために、医療機関と連携し、ある程度町有物として確保すべきと考えるが、見解を求めます。

これは、今現在保健センターにあるパルスオキシメーターということで、数は限りがあるそうです。

次に、ワクチン接種証明書の活用について、接種率向上策も含みますが、ワクチン接種も順調に進んでいると認識しておりますが、まだまだ若者世代に感染拡大傾向にあり、接種率向上させるために、若者世代に対して何か方策（特典付与等）を、また接種後の証明書、いわゆるワクチンパスポートの活用についても同様に施策を講ずべきと考えますが、お尋ねをいたします。

他県の例を申し上げますと、接種推進策として、奈良県では2回接種した人に県内の飲食店で使用できる3,000円のクーポン券を配付、群馬県は9月末までに2回接種した20から30代に対し、抽選で車や県内旅行券を提供する。東京都では、2回接種した20から30代対象にスマートフォンのアプリでポイントやクーポンなどを付与するキャンペーン事業を行う。愛知県では、2回接種した若者に向けて1万円の食事券を抽選で2万人に贈る事業を展開する。これは昨日の中日朝刊に載っておりました。また、ワクチンパスポートの活用例としては、政府の事案として商品割引、おまけの提供、店舗・会場に入る際の提示を上げております。金銭的に特典をつければ接種率が向上するかといえば、そう簡単ではなく難しいが、尽力をしていく必要があると思っております。

次に、災害時のコロナウイルス感染者の自宅療養者対応について伺います。

9月1日は防災の日です。養老町でも8月29日日曜日午前9時から、多数の町民の参加の下、シェイクアウト訓練が実施され、防災意識の向上に寄与したと思っております。

本格的な台風シーズンを迎え、先ほども申し上げましたが、新型コロナウイルス感染が拡大し、自宅で療養する方も全国的に増加している状況の中、自然災害がいつ、どこ

で、どのような形で発生するのか予測できません。

感染を防ぐため、自宅療養者は物理的に隔離されたスペースに避難するのが原則になると思いますが、受入れ側のスムーズな対応が課題になると考えます。

また、感染していない町民の方々にも、密を避けるため自宅や親戚宅、知人宅など、分散避難を検討され、早急に具体例を町民の皆様を示すべきと考えますが、見解を伺います。

次に、妊婦対応について伺います。

8月17日、千葉県柏市で新型コロナウイルスに感染して自宅療養されていた妊娠中の30代女性が腹部に張りがあると訴えたが、受入先の医療機関が見つからず、自宅で出産した乳児が亡くなったということが分かりました。いろいろと事情はあったものの、結果として残念なことになりました。

三重県四日市市では、9月3日、新型コロナウイルス感染者の濃厚接触者と認定された20代妊婦が8月下旬、県内の産婦人科での診察を断られ流産したと県が明かしました。女性がPCR検査を受けていなかったことが関連している可能性もあり、三重県は同日県内全ての保健所に濃厚接触者の妊婦については無条件でPCR検査を徹底するよう通知したとメディア報道されました。この悲しい事案は、コロナ感染者が急増し、保健所業務が逼迫、適切な対応ができなかったことが原因になっていると考えます。

濃厚接触者の妊婦や妊娠直後の方を含め、広く周産期の方をコロナから守るための体制づくりを求めますが、現状と今後の対策方針を伺います。

○議長（北倉義博君） 大倉住民福祉部長、自席にて答弁。

○住民福祉部長（大倉 修君） ただいまの田中議員の御質問に、7点あったと思いますが、一部総務課や教育委員会の関係もございそうですが、実務的な内容でございますので、私のほうから回答させていただきます。

まず1点目、町としてのPCR検査の取組に対する考え方ということでございますが、最初に予防的検査の実施につきましては、9月9日の岐阜県新型コロナウイルス感染症対策本部本部員会議で決定した第5波緊急事態措置延長を受けて、予防的検査の拡充が示され、既に実施している入所施設、通所・訪問系事業所、居宅介護支援事業所における検査の徹底と、検査対象に新たに大学生及び学習塾の先生、生徒が追加されました。

また、高齢者入所施設等でのPCR検査は、今後も県として検査を実施していく予定でございます。

また、小・中学校には、学校における感染及びその拡大のリスクを可能な限り低減した上で、学校運営を継続していくといった観点に基づきまして、万が一、学校内に感染者が生じた場合における早期発見、対策として抗原簡易キットが文部科学省から各学校へ無償配付されることになりました。教職員を対象に抗原簡易キット使用後の医療機関への受診に関わって、学校と医療機関との連携が必要となるため、医師会の御協力をい

ただきながら対応を考えていく予定をしております。

さらに、登校後に下痢や発熱などの症状が出る児童・生徒に対し、保護者が迎えに来校されるまでの間、必要な場合に必要に応じて活用ができるよう、ガウン、手袋、不織布マスク、フェースシールドの4点セットを各学校に配付し、児童・生徒と教職員を感染から守る体制づくりの強化も行っております。

また、無症状の方のPCR検査につきましては、先ほど水谷議員の御質問に回答したとおりでございます。

次に2点目、自宅療養者の対応につきましては、新型コロナウイルス感染者のうち無症状、軽症患者の急増により宿泊療養施設の対応能力を超えたため、8月21日からリスクが低い患者から自宅療養に移行しております。

こうしたことから、岐阜県では県・岐阜市・看護協会により自宅療養者支援チームを設置し、自宅療養者の健康フォローアップ、食料、生活必需品の提供等の支援を実施しております。

また、支援チームの現地対策班というものがございまして、そこではパルスオキシメーターや体温計の配付のほか、連絡途絶者の安否確認を行っています。基本的には支援は県が行うこととしておりますが、8月24日に実施された新型コロナ・自宅療養に係る市町村担当課長説明会にて、自宅療養者の廃棄物の処理の徹底や新型コロナウイルス感染症に係る自宅療養者の適切な避難などが町に依頼されました。

現在、新型コロナウイルス感染症の陽性者の減少、宿泊療養施設のさらなる確保などにより自宅療養者の数は減少しておりますが、今後、自宅療養者が増加した場合に備え、県での対応が必要な情報が住民から寄せられた場合は、県と情報共有をするなど県・郡医師会と協力してできるように準備を進めておるところでございます。

次に3点目ですが、コロナに感染した場合の費用負担ということにつきましては、入院費用については、入院している期間は感染症法により公費負担となるため、原則として入院医療費は無料でございます。ただし、テレビ利用料など個人の選択による出費は自己負担ということでございます。

また、宿泊療養施設での療養費、食費のほか自宅療養者が医療機関の受診が必要となった場合でも、立替払いのない公費負担となっております。

次に4点目、パルスオキシメーターの関係でございしますが、新型コロナウイルスの感染拡大の中で、重症化の目安となる血中酸素飽和度を測定できるパルスオキシメーターは、県が2,000個確保され、自宅療養者に貸与されます。保健センターでも予備的には持っておりますが、町といたしましては多くを準備する必要はないと考えております。

次に5点目、ワクチンの接種証明書（接種済証明）の活用についてでございますが、これにつきましても先ほど清水議員の御質問で回答したとおりでございます。

次に6点目、災害時のコロナウイルスに感染した自宅療養者の対応につきましては、

新型コロナウイルス感染症患者に対する措置は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律、いわゆる感染症法でございますが、に定められており、患者に対する措置は都道府県が行うと定められております。

したがって、法律上では患者においては自宅療養者の避難に対しても県が対応することとなりますが、現状では具体的な方針が示されておられません。

しかしながら、議員の御質問のとおり、自宅療養者が急増している状況において災害が発生し、患者の方に避難が必要となった場合に見過ごすことはできず、防災部局では自宅療養者の方だけを収容する専用の避難場所を検討するなど様々な想定をしているところでございます。

引き続き県の方針を注視するとともに、保健所等の関係機関と連携を図りながら適切な対応を進めさせていただきます。

また、コロナ禍においては、避難所も不特定多数の人が集まり、感染リスクは高まります。町では自宅や親戚宅等に避難する分散避難を町民の皆様にも求めています。避難行動においては、平常時にハザードマップ等で自宅の安全性を確認すること、また日頃から家族や知人と災害について相談し、事前に避難先を決めておくことが重要であると考えております。

このような分散避難に関する周知や啓発は、これまで度々広報やケーブルテレビで周知を行っておりますので、引き続き周知と啓発に努めてまいりたいと考えます。

続いて7点目、最後、妊婦さんの対応についてでございますが、保健センターで把握している妊婦さんに対しては、8月26日に個別に、希望されれば配偶者等と一緒に優先的にワクチン接種ができることをお知らせし、接種を希望される妊婦さんには御予約をいただいているところでございます。また、感染拡大防止を図ることが周産期を含めた町民全体を守る近道であると考えております。以上でございます。

〔11番議員挙手〕

○議長（北倉義博君） 田中敏弘君。

○11番（田中敏弘君） それでは、再質問いたします。

まず1点目といたしまして、養老町独自のコロナ感染症対策、インパクトある施策がないように感じておりますが、現在どのような事業を講じられておるか、具体的に伺います。

2点目、ワクチン接種については任意で強制的ではありませんが、国が責任を持って接種対応をされる期間は令和4年2月末と認識しておりますが、間違いありませんか。

また、この件について周知はどのように対応していくのか、いわゆる時期、方法等でございますが、伺います。

3点目、9月2日、県知事は記者会見で医療体制が逼迫していることを受け、臨時の医療施設の設置を検討していると明らかにしました。9月4日には、専門家会議を開催

し、対象者や施設の機能、規模、開始時期などについて協議するとしておりますが、具体的に計画案が示され、町として承知しておるのか伺います。

○議長（北倉義博君） 大倉住民福祉部長、自席にて答弁。

○住民福祉部長（大倉 修君） ただいまの田中議員の再質問につきましても私のほうから回答をさせていただきます。

3点ございましたが、まず1点目、町独自のコロナの感染症対策ということでございますが、新型コロナウイルスの感染症拡大防止には、専門的知識が必要であることや広域での対策が必要であるため、岐阜県新型コロナウイルス感染症対策本部本部員会議での決定事項に基づき、感染拡大防止策を実施しております。感染拡大防止策で町単独でできることは限られておりますが、対策を実施する上で最も大切なことは、住民一人一人の意識を高めることであると考えます。

本町では郡医師会と区長連絡協議会や地区区長会と町が協働して「住民が主体となり、ワクチン接種を成功させよう！町と医師会がサポートします」とのスローガンを掲げたワクチン通信を配付しております。

9月1日に配付したワクチン通信第5号では、ワクチン接種が2回終了したら少しなら3密になっても大丈夫ですかと町民からの質問に、3密どころか1密も避けなければなりませんと回答し、啓発を行っております。

また、同じ9月1日付で新型コロナウイルス感染症第5波の徹底的な抑え込みに向けた養老町長メッセージでは、養老町民が一丸となって、感染拡大を何としても抑え込むことを発信しております。

このようなことは他市町では実施していない取組として認識しており、今後も郡医師会と区長連絡協議会や地区区長会と町が協働して、マスク着用や手指の衛生、密回避の徹底など基本的な感染防止対策の継続はもとより、不要不急の外出、特に県境をまたぐ移動の自粛をするとともに、ふだん会わない人や職場の同僚等の会食を中止するなど、飲食時の感染リスクの徹底回避などの周知や啓発をし、新型コロナウイルス感染症拡大防止に努めてまいりたいと存じます。

次に2点目、接種の期間でございますが、現在の本町のワクチン接種計画では十分なワクチン供給がない中、11月までで希望される方の接種は終わることができるのではないかと考えております。

議員御発言のとおり、現状ではワクチンを接種できる期間が令和4年2月末までとなっておりますので、11月以降に12歳になられる方や早期に接種を希望されていなかった方がワクチン接種を希望される場合もあると思われることから、接種機会は確保しておかなければなりません。そのため、今後のワクチン必要量を把握するため、意向調査を実施し、接種希望の方には接種できる体制を整えることは必要であると考えております。

次に3点目、県の知事の会見を受けて、具体的に計画案が示されたことを承知してい

るかということにつきましては、9月9日に開かれました岐阜県新型コロナウイルス感染症対策本部本部員会議にて、第5波緊急事態措置延長を受けて、命を守る体制の強化が示され、その中で医療提供機能の強化で地域医師会と連携した医師の配置、往診体制の確保、酸素ステーション機能の付与、抗体カクテル療法を実施する体制整備が示されましたけれども、具体的な内容については承知をいたしておりません。以上でございます。

〔11番議員挙手〕

○議長（北倉義博君） 田中敏弘君。

○11番（田中敏弘君） 今の回答ですと、県のほうの情報が入っていないというようなことですが、やはり情報が全てということで、これからいろいろとアンテナを張って情報収集に努力願いたいと思います。

それでは、再々質問をします。

私はこの新型コロナウイルス感染症に対しては、今後数年間は向き合って対応していかなければならないと感じております。

感染有無の検査の件について、PCR検査や簡易キット活用等、先進事例はたくさんございますが、実際やっておるところがあります。それで感染者の早期発見も感染拡大防止には非常に効果が大であり、経済活動も重要であります、町民の命を守るとの観点から検査の意義は計り知れないことと思っております。ほかの事業を保留、中止してもぜひ実現すべきものと考えております。

できないことの理由を探すより、できるにはどうすべきか積極的に対策を求めますが、何らかの形で対応されるよう町長に見解を求め、この質問を終わります。

○議長（北倉義博君） 町長 大橋孝君。

○町長（大橋 孝君） PCR検査についてお答えをさせていただきます。

実は私も一時考えたことがございます。賛否両論があり、郡医師会、県等の意見も踏まえますと、部長が回答をしたとおりでございます。

今は、私のメッセージにもありますように、今こそ養老町民が一丸となって、感染症拡大を何としても抑え込むという意識を高めることが必要であると考えております。

また、国によりワクチン、それから検査パッケージなど今後の日常生活の回復に向けた行動制限の緩和など、出口戦略の議論がされております。

行動制限の緩和を実施するに当たっては、丁寧な制度設計が必要であると考え、国・県の対応を注視してまいりたいと考えております。以上でございます。

〔11番議員挙手〕

○議長（北倉義博君） 田中敏弘君。

○11番（田中敏弘君） 次の質問に移りたいと思います。

2点目としては、盛土造成についてであります。

令和3年7月3日、静岡県熱海市で建設残土による盛土が崩落した土石流を受け、全国知事会は7月20日、全国統一の残土規制を早急に法整備すべきとの緊急要望を棚橋防災担当相に提出いたしました。

緊急要望では、7月に各地で発生した豪雨被害からの早期復旧や生活支援の要請、住民への避難勧告が廃止されて避難指示に一本化されたことをめぐり、各地での住民行動を検証した上、確実な避難につながる運用を求めました。

棚橋防災担当相は、問題意識を共有するとした上で、全国統一の規制も視野に入れ検討を進める考えを示し、また同日現場視察した野上農相は、不適切な伐採や盛土造成がされたとする静岡県の報告を受け、盛土の監視体制について、衛星データやデジタルマップの活用を検討していると伝えたとのことであります。

去る7月27日の養老町臨時会で大橋町長は、冒頭の挨拶の中でこの件に触れられ、養老町においても過去大規模な盛土されたところが5か所ほどあり、調査すると発言がありました。

政府は、8月5日にこの熱海市で発生した土石流被害を受け、盛土の安全対策に関する関係省庁会議を中旬にも設置する方針を固めたとメディア報道がありました。盛土の可能性のある箇所を国土交通省が抽出し、データを各省庁や自治体と共有、危険性の有無を総点検し、盛土の規制についても検討するとしております。

熱海の盛土について、静岡県は工法が不適切だったとしており、土砂崩落を引き起こした一因になったとの指摘もあり、こうした不適切なものも含め盛土が全国にどれだけあるか、詳しい実態は分かっていないと、このため、国土交通省はデジタルデータを活用し、盛土など土地改変が行われた可能性がある箇所を全国から抽出、西暦2000年頃と比べ、標高が5メートル以上変わった地点を洗い出し、近く結果をまとめるとしております。

お尋ねします。

町内で該当する箇所の現状、今後の対策方針はどうか。

2点目、盛土規制をする条例、規則制定が必要と考えるが、町の見解は。

3点目、ほかに危険な盛土造成箇所があると思うが、再度確認を求めますが、どのように考えておるのか。

3点について質問します。

○議長（北倉義博君） 藤田特命事項推進監、自席にて答弁。

○特命事項推進監兼産業建設部建設課長（藤田勝彦君） ただいまの質問につきましては、実務的内容を含みますので、私のほうから回答させていただきます。

1点目の質問につきましては、現状としましては、岐阜県が平成27年度に大規模盛土造成地調査により第1次スクリーニング調査を実施しており、抽出された大規模盛土造成地について、町内には5か所存在し、岐阜県のホームページにて公開されているとこ

ろです。

所在地といたしましては、竜泉寺、小倉、若宮、一色地内の民地にも存在しており、2次スクリーニング計画の中で、優先順位の9段中、上から7番目と8番目の中程度に分類されております。

今後の対策といたしましては、目視による点検等の経過観察を継続してまいります。住民等からの情報提供やパトロールなどにより異変の前兆が確認された場合には、民地内であることもありますが、ボーリング調査等の調査の実施を協議、検討してまいります。

次に2点目の質問でございますが、御指摘のとおり、町に規制条例等はありませんが、都市計画法の開発許可、土地開発事業の協議に基づき適正に指導等を現在行っております。盛土規制をする条例等の制定につきましては、今後岐阜県及び近隣市町と情報共有しながら議論してまいります。

次に3点目の御質問でございますが、養老町宅地開発事前協議は5,000平方メートル以上の面積で、切土盛土が30センチ以上あった場合に適用されます。

これまでの協議では、太陽光発電事業の場合、切土盛土がなく、打ち込みによる施工が多いのですが、その場合、土壤汚染対策法に基づき、県環境課との協議を行っております。

また、一部太陽光発電事業でも一色地内の盛土があるものについては林地開発行為のため、岐阜県西濃農林事務所にて協議を行っております。

5,000平方メートル以下の盛土につきましては、3,000平方メートル以上の埋立条例により把握しておりますが、申請案件以外につきましては把握し切れていません。そのため、今後事業者との相談記録を残し、また、近隣住民への説明を行うよう指導してまいります。

なお、現在岐阜県危機管理部防災課により総点検を実施しており、点検結果が判明し次第、適宜対策を検討してまいります。以上でございます。

〔11番議員挙手〕

○議長（北倉義博君） 田中敏弘君。

○11番（田中敏弘君） 山麓地を有する我が町養老町は太陽光発電所用地として盛土造成しやすく、今後いろいろな手法を使って盛土造成されやすいと感じております。

現にある地域で太陽光発電所設置のため土地を取得し、隣地に対して立木伐採を不当に要求してきた例もございます。巧妙な手口で盛土造成する事案はゼロとは限りません。今後は山麓地帯は、地権者や区長会等に問題発生防止のために監視体制を強化し、想定外事案が発生しないよう提言し、私の一般質問を終わります。

○議長（北倉義博君） 以上で、11番 田中敏弘君の一般質問を終わります。

これより暫時休憩といたします。再開は午後2時45分といたします。

(午後 2 時30分 休憩)

(午後 2 時45分 再開)

○議長（北倉義博君） 休憩を解き、再開いたします。

次に、9 番 早崎百合子君。

○9 番（早崎百合子君） 議長に発言のお許しを得ましたので、通告に従い 2 項目について一般質問させていただきます。

1 項目め、急増する空き家対策・住教育についてお伺いします。

全国的に放置状態の空き家が急増しています。養老町では2021年 3 月末現在、全区域で422件の空き家が確認されています。また、人口は1995年のピーク時から2015年まで13.8%の減です。世帯数は25年間で15%減、大垣市や愛知県への人口移動も 5 年、すなわち2010年から2015年まで604人流出という統計が出されています。

さらに全国的に核家族化が進み、家は代々住むものではなく世代ごとに建てていくものに変容しつつあり、これからも住まなくなった家が空き家になることは必至と考えられます。そして、これらの空き家は放置された特定空家となり、改装して住むには傷み過ぎ、また遠い子孫の世代が壊すにはお金がかかり過ぎる問題として解決が難しくなっています。

これらの人口減少や都心部への人口の流出の状況から、空き家対策は地域社会の安全化のために喫緊の課題であると考えています。

これらの問題を抜本的に解決するには、自治体としては職場環境、生活環境、教育環境、移動環境などなど、多方面の課題を総合的に検討していく必要があります。これら課題を解決するためのハード・ソフトのインフラ整備が求められますが、急速な高度成長期と様相が異なり、公共側が投資できる財源にも限りがあります。というのも1,000兆円を大幅に超えた国・地方の債務、借金ですが、残高はコロナ禍への対応等で急激にその残高を増やしており、もはや制御困難であります。

これで新しいコンセプトの空き家対策を絡めたまちづくり指針が求められていると私は考えます。空き家はあくまで私人所有の財産であり、自治体が努力を重ねても空き家問題は依然発生するリスクがあるためです。

そこで、私は 3 つの視点を踏まえた空き家を生まないための住教育が全住民に不可欠だと考えます。

1. 空き家の発生抑制、つまり空き家にしないための努力や考え方が必要であると考えています。

2. 空き家の利活用で、売る、貸す、次世代で使うなどの努力。

3. 利活用できない空き家は速やかに撤去解体する認識。以上です。

これらの視点で現在の空き家バンク等の対策は 3 つ目のさらにその先、4 項目、放置すると危ない特定空家の議論が主となっており、これは抜本的な対策というよりは問題

が起こってからの対処に終始しております。また、私有財産に公費を支出することですので、前に述べたとおり、自治体予算の限られる中、なかなか前には進みません。防災の視点とも言えますが、今後増え続ける空き家に対し、この対策は公費の支出を大幅に増やすリスクをはらんでいます。

そこで、空き家対策の一連の施策は、今後の養老の町を活性化するという未来の視点を取るべきであり、それには自治体を含め、住民を巻き込んだ意識改革、つまり住教育がまず必要ではないでしょうか。

養老町の人口流出に歯止めをかけ、若者人口を取り込み、商業や観光の需要にもつながるというプラスの視点を念頭に置き、先ほどの空き家を発生させない、空き家を利活用する、利活用できない空き家は速やかに撤去解体するという自らの住まいへの考えを地域住民一人一人に浸透させる必要があります。

なお、私自身は広い意味で空き家対策は私人所有物件のみならず、利用休止した公有物件も含めるべきと思っており、これらを踏まえて官民連携の下、社会の意識を変えていく視点を持たなければ成果は上がらないと考えています。

そこで、3点質問をさせていただきます。

1点目、現在、空き家対策として実施中の事業内容と投資累計額について、それぞれのまちで抱える課題は多様であり、対応策も異なると思います。当町においては、どこに課題があると認識され、そのためにどんな施策を展開されてきたのでしょうか。

2点目、空き家対策事業については、現実に発生している空き家への対策、今後の取組方法についてお知らせください。また、空き家バンク等を新たにコンセプトの下で官民連携等で取り組む計画があれば併せてお知らせください。

3点目、住民への住教育への取組についてですが、今年度国土交通省の住生活基本計画に基づいた住教育の取組について、今後の町民への住教育をどのように行っていく方針かお知らせください。

○議長（北倉義博君） 藤田特命事項推進監、自席にて答弁。

○特命事項推進監兼産業建設部建設課長（藤田勝彦君） ただいまの早崎議員の質問につきましては、実務的内容を含みますので、私のほうから回答させていただきます。

1点目の質問につきましては、議員の御説明のとおり、当町でも空き家の増加を受け、平成27年に区長会の協力を受け空き家の実態調査を実施し、441件を空き家と認定いたしました。

あわせて、今後発生する問題解決の一助に、平成29年11月に養老町空家等対策協議会を設置するとともに、空き家の利活用促進のために平成29年12月に空家・空き地バンクを立ち上げ、所有者に対しバンク登録を推進しているところでございます。

しかしながら、所有者が遠方である場合や相続人不明の場合も増え、空き家の管理については地元からの相談件数も増える一方、バンク登録についてはなかなか進んでい

い実情もあります。そのため、昨年、固定資産税納税通知書の送付の際に、適正管理の依頼及びバンク登録の紹介チラシを同封いたしました。

また、空き家の削減対策として、平成31年に空き家のリフォームを行う者に対して、養老町空き家利活用促進事業補助金、老朽化等による倒壊等のおそれのある危険な空き家の除却を行う者に対して、令和2年に養老町老朽危険空家除却事業補助金を設置し、課題の解決に努めているところでございます。

なお、累計投資額といたしましては、令和2年度までの実績といたしまして、老朽危険空家除却事業補助金は1件で30万円の交付をしておるところでございます。

2点目の質問でございますが、今後の方針につきましては、現状の状況把握に努め、空家・空き地バンクの新規登録の推進を行うとともに、ただいま回答いたしました補助事業を継続し、本事業のさらなる周知を図り、空き家の削減を図ってまいります。

また、遠隔者や高齢者等の方々からの空き家の管理相談に対しましては、シルバー人材センターなどの活用を紹介してまいります。

3点目の質問でございますが、住教育につきましては、建築士や建築業者等で作る養老ユニオンや古民家再生協会岐阜西濃支部の住宅関係団体と連携し、空き家について実施した経緯もございます。今後空き家が増えることも予想されることから、空き家の適正管理や削減に向けた住教育事業を、空き家になった要因に近い持ち主の方々を対象とした教室など、開催について検討してまいります。以上でございます。

〔9番議員挙手〕

○議長（北倉義博君） 早崎百合子君。

○9番（早崎百合子君） ただいまの御答弁の中で、遠方である場合や相続人不明の案件が増えているとありましたが、この点につきましては空き家法が施行されても解決しない物件が多く、国も手をこまねいていると聞き及んでいます。

そこで、今後このようなことが起きないように、養老町の実情に合った取組をしていただく必要があると私は考えます。前向きに住教育の推進を検討していただくとの御答弁をいただきましたので、以上の点を踏まえ実施されることを強く要望し、この質問を終わります。

続きまして、2項目め、コロナ感染と救急搬送体制についてお伺いします。

新型コロナウイルスが猛威を振るい、養老町でも連日感染者が発生し、住民に不安が広がっています。

9月1日、新型コロナウイルス感染症第5波の徹底的な抑え込みに向けて、今こそ町民が一丸となって感染拡大を何としてでも抑え込みましょうと、養老町長メッセージを町民に向け広く発信されています。終息の見通しが立たず、医療体制の逼迫が懸念されています。医療関係者の皆さんの必死の努力を支え、医療に過大な負荷をかけないように、私たちも可能な限り行動自粛をする必要があると思います。まだまだワクチン接種

が希望者全員に済んでいない状況下では、感染しない、感染させないということを徹底し、この非常事態に立ち向かうべきと考えます。

さて、住民の皆様が病気で不安を抱えたとき、真っ先に依頼するのが救急車だと思います。

養老町では、町消防本部がその任務を担っています。住民の安心・安全のため奮闘しておられることに感謝しつつ、昨今のコロナ感染拡大の状況下で、感染者の搬送等について、どのような体制で臨んでおられるのかお尋ねします。その実態や問題点、課題等について、町民の皆様に知っていただくことで、急増するコロナ禍での適切な利用につながるものではないかと考えております。

そこで、3点についてお尋ねします。

町民の皆さんにとって一番不安な思い、関心事だと思いますので、分かりやすくお答えください。

1点目、令和元年、令和2年、令和3年8月までの救急搬送の総件数と、そのうちでコロナ関連と思われる件数について、それぞれお知らせください。また、今後について、どのような見通しをお持ちでしょうか。

2点目、感染症患者の搬送に関して、通常の疾病、けがなどと異なる扱いをしておられますか。感染防御のため、医療用ガウン、消毒等、どんな対応を取っておられるのでしょうか。救急車の装備、救急隊員の防護服等のハード・ソフト面で解決すべき問題、課題はあるのでしょうか。

3点目、コロナ感染状況がどうなるのか見通しは難しいでしょうが、救急車の追加配備、救急隊員の増員等、今後の緊急搬送の充実強化について、どのようにお考えでしょうか。

○議長（北倉義博君） 大倉消防次長、自席にて答弁。

○消防次長兼消防総務課長（大倉 巧君） 早崎議員の御質問に回答させていただきます。

まず1点目についてですが、養老消防管内の救急搬送は、令和元年から8月末までで4,147件となっています。年数ごとに、令和元年1,632件、令和2年1,495件、令和3年8月末までで1,020件となっています。

また、新型コロナウイルス感染症の疑いについては、主に37.5度以上の体温の方で倦怠感、せき、呼吸苦、味覚・嗅覚異常等を訴えられた方を対象にしておりますが、現在までで774件が対象となっております。そのうち、新型コロナウイルス感染者の搬送件数は13件であります。

今後の見通しといたしましては、自宅療養者数について連日増加傾向にあることから、今後も感染者はますます増加していくのではないかと推測しております。

続いて、2点目と3点目の御質問については、関連がございますので、まとめて回答をさせていただきます。

救急隊員の装備については、常時N95マスク（通常マスクよりさらにウイルスの侵入を防ぐ防御性の高いマスク）、あと感染防止衣の上下（ウイルスを通過させないディスポタイプの衣服）、ゴム手袋とゴーグルを装備し、対応しております。

こうした重装備での対応に伴い、救急隊員の熱中症が心配され、万全な熱中症対策が必要となってまいります。新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、新型コロナウイルス感染症対策として救急車用の装備品及び救急隊員の装備品と熱中症対策装備品を購入し、熱中症対策の対応をしております。

また、現状の感染爆発状態において救急要請があった場合、その方が新型コロナウイルス感染者かどうか不明であるため、救急要請のあった全ての方に対しこの装備で対応し、万全を期しております。

次に、救急車については、現在コロナ禍の中、コロナ専用の救急車（車検時対応の予備車）を専用車両としております。この救急車につきましては、平成17年に購入し、現在16年が経過しており、緊急走行に限界を来しているのが現状でありますので、車両更新も踏まえ、計画的に検討してまいりたいと考えております。

また、救急隊員の増員については、現在のところ、人員定数が上限に達しております。そのため、今後は現在の救急隊員の装備をより一層充実強化し、感染予防に備え、この難局を乗り切ってまいりたいと存じます。以上でございます。

〔9番議員挙手〕

○議長（北倉義博君） 早崎百合子君。

○9番（早崎百合子君） 詳細に御答弁をいただきました。

再質問させていただきます。

先ほど救急車の車両更新も踏まえてとの御回答をいただきました。消防車両、救急車両の更新について、ルール、また基本方針があるかと思います。例えば消防ポンプ車は何年とか、救急車はおおむね何年で更新とか決められている計画があると思いますが、いかがでしょうか。

また、救急車については、年々救命救急の内容が高度化していると思われます。救急車の装備機器、備品等の入替え、追加等は定期的になされているのでしょうか。

○議長（北倉義博君） 大倉消防次長、自席にて答弁。

○消防次長兼消防総務課長（大倉 巧君） 早崎議員の再質問にお答えさせていただきます。

まず1点目の消防車両、救急車両等の更新計画についての考え方については、現在養老町消防本部では、消防車両等の更新計画を定め、配備を進めております。高規格救急自動車は10年、消防ポンプ自動車等は17年と定めております。

住民サービスに直結する救急車の更新は大変重要であり、コロナ禍でもあり、町においても各種補助金（緊急消防援助隊設備整備費補助金）を利用し、順次購入を検討して

おります。

また、2点目の救急車装備機器、備品の入替え、追加等についての考え方は、高規格救急自動車はいわゆる動く救急処置室となっており、積載医療機器は車両と一体となった装備であるため、メインの装備については車両更新と同時に入替えとなっているのが現状であります。

また、救急医療消耗品については、毎日点検時及び出場後に随時補充し、出動に備えております。また、コロナ禍であるため、先ほどもお答えさせていただきましたが、追加配備として新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、新型コロナウイルス感染症対策として、自動式心臓マッサージ機を追加配備しております。

救急対応は住民の安心・安全を守る上で中心的な役割を果たすものと思われま

す。今後は救急隊員の充実強化を図り、装備についても随時更新配備し地域防災力の向上に寄与し活動できるよう検討してまいります。以上でございます。

〔9番議員挙手〕

○議長（北倉義博君） 早崎百合子君。

○9番（早崎百合子君） 御丁寧な御答弁をいただきました。

統計数値的には救急搬送件数は減少傾向にあるようですが、現代社会は多種多様な事件、事故が発生しております。さらに、感染力の強い新型コロナウイルスの患者も多数発生する中で、救急体制の充実強化は住民の皆さんの安心・安全確保のため、ぜひとも必要なことと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

コロナウイルス感染対策を徹底しつつ、困難な任務に遂行されている救急隊員の御尽力に感謝して、質問を終わります。

○議長（北倉義博君） 以上で、9番 早崎百合子君の一般質問を終わります。

以上で、日程第3、町政一般に関する質問を終わります。

○議長（北倉義博君） 会議を閉じます。

なお、議会最終日は明日9月17日金曜日午前9時30分より再開いたします。

本日はこれもちまして散会いたします。御苦労さまでした。

（散会時間 午後3時06分）

以上、会議の次第をここに記録し、その相違ないことを証するためここに署名する。

令和3年9月16日

議 長 北 倉 義 博

議 員 小 寺 光 信

議 員 岩 永 義 仁